

# 官報

号外  
平成十九年六月二十九日

## ○第百六十六回 参議院會議録第三十九号

平成十九年六月二十九日(金曜日)

午後二時一分開議

### ○議事日程 第三十九号

平成十九年六月二十九日

午前十時開議

- 第一 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律案(衆議院提出)
- 第二 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)
- 第三 政治資金規正法の一部を改正する法律案(衆議院提出)
- 第四 日本年金機構法案(内閣提出、衆議院送付)
- 第五 国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第六 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る特例等に関する法律案(衆議院提出)

### ○本日の会議に付した案件

- 一、日程第一より第三まで
- 一、厚生労働大臣柳澤伯夫君問責決議案(奥石東君外十七名発議)(委員会審査省略要求事件)
- 一、内閣総理大臣安倍晋三君問責決議案(奥石東君外十名発議)(委員会審査省略要求事件)

平成十九年六月二十九日 参議院會議録第三十九号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律案 政治資金規正法の一部を改正する法律案

本法律案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。  
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。本法案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百十二  
賛成 二百十二  
反対 〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 日程第二 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長森ゆうこ君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔森ゆうこ君登壇、拍手〕

○森ゆうこ君 ただいま議題となりました法律案につきまして、北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長長の提出に係るものであります。

本法律案は、拉致問題の解決その他北朝鮮当局による人権侵害状況の改善に資するため、政府がその施策を行うに当たって留意すべき事項について定めるとともに、外国政府及び国際連合、国際開発金融機関等の国際機関に対する政府の働き掛けについて定めるものであります。

委員会におきましては、提出者より趣旨説明を聴取した後、討論に入りましたところ、日本共産党の緒方委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。本法案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百十三  
賛成 二百  
反対 十三

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 日程第三 政治資金規正法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長谷川秀善君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 本法律案は、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への

## 〔谷川秀善君登壇、拍手〕

○谷川秀善君 たいま議題となりました法律案につきまして、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、資金管理団体の政治資金の使途に關し国民の信頼を確保するため、資金管理団体による不動産の取得等を制限するとともに、資金管理団体の人件費以外の経常経費について、収支報告書の明細の記載及び領収書等の写しの添付を義務付けようとするものであります。

委員会におきましては、山下八洲夫君外二名発議の政治資金規正法の一部を改正する法律案と一括して議題とし、両改正案提案に至る背景と政治資金の位置付け、本改正案の実効性と政治資金の透明性確保、支出明細の記載と領収書の添付の義務付けを五万円以上とした理由、規制対象を資金管理団体に限定する根拠、資金管理団体に対する不動産取得制限の意義、政治資金の透明性確保と事務負担のバランス、収支報告書に対する外部監査義務付けの必要性等について質疑が行われました。

本法律案について質疑を終局し、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会を代表して下田敦子理事より反対、自由民主党及び公明党を代表して野村哲郎理事より賛成、日本共産党を代表して井上哲士委員より反対、社会民主党・護憲連合を代表して又市征治委員より反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) 本案に対し、討論の通告がございます。発言を許します。前川清成君。

## 〔前川清成君登壇、拍手〕

○前川清成君 民主党・新緑風会の前川清成で

す。

まず冒頭、宮澤喜一元首相が御逝去されましたことにつき、衷心より哀悼の意を表します。

そして、昨日、厚生労働委員会、社会保険庁看板掛け替え法案と消えた年金について強行採決されましたことには強く抗議いたします。

私は、本年五月十四日、この場所における国民投票法案の反対討論において、あたかも審議時間だけを積み重ねれば足りるかのとき審議だけで、衆議院から送付された法案を丸のみしていたならば、参議院なんか要らないとの声が国民の間に沸き起こることは必至ですと申し上げました。私の予言が来月二十九日に現実とならないよう祈ります。

さて、与党提出の政治資金規正法改正案につきましては、そのままだと成立したとしても、何もかもが今までどおりまかり通つてしまひ、ただ変えたという言い訳にすぎません。それゆえ、私は、今までどおりの言い訳に反対の立場から討論いたします。

私は、自民党と官僚との二人三脚がある時期まで戦後政治に大きな功績を残したことを率直に評価しています。しかし、その陰で、自民党結党以来、黒い霧、田中金脈、ロッキード、ダグラス・グラマン、燃糸工連、リクルート、共和汚職、東京佐川急便、金丸脱税、ゼネコン汚職、日歯連などなど、正に枚挙にいとまがないほど自民党の歴史は政治と金をめぐるスキャンダルの歴史でもありました。その歴史に安倍内閣がまた一ページを追加してしまつたのではないのでしょうか。すなわち、佐田、伊吹、松岡大臣による事務所費、光熱水費疑惑です。

自民党の佐田一郎衆議院議員は、昨年の自民党総裁選挙において、安倍晋三さんを支える会の会長を務め、その論功行賞としてでしょうか、安倍内閣発足時には行政改革担当大臣に就任しております。ところが、その佐田大臣の政治団体である佐田玄一郎政治研究会は、事務所所在地につ

き賃貸借契約が存在しないにもかかわらず、一九九〇年から二〇〇〇年までの十一年間に七千八百四十万円を事務所費として支出していたことが発覚し、佐田大臣は、昨年十二月二十七日、辞任を余儀なくされました。

年が明けて本年一月十一日、同様に論功行賞として入閣したと報道されている伊吹文明文科科学大臣と故松岡利勝農林水産大臣に關して、ともに賃料を支払うことのない議員会館に事務所を置きながら、二〇〇一年から二〇〇五年までの五年間に、伊吹大臣の資金管理団体である明風会は二億二千六百九十五万円を、松岡大臣の資金管理団体である松岡利勝新世紀政経懇話会は一億四千二百七十五万円を事務所費として支出していたことが発覚しました。さらに、松岡大臣の資金管理団体は、議員会館においては電気料金や水道料金を負担することがないにもかかわらず、光熱水費として二〇〇一年から二〇〇五年までの五年間で二千八百八十一万円を支出していたことが発覚しました。

安倍政権の中核にあるこれらの政治家が費消した巨額の事務所費や光熱水費について、多くの国民は、おかしい、家賃がただやのに何で五年で二億円やねん、電気代も水道代も国が払うてるのに何が三千万円やねんと政治家と政治に対する不信感を増幅させるに至り、松岡大臣が口走つた何とか還元金は瞬く間に人口に膾炙いたしました。

そこで、私たち民主党は、この政治不信を払拭するべく、説明責任を果たすよう求め続けました。が、とりわけ松岡大臣は、三月七日の予算委員会だけで適切に処理しているとだけ二三回も繰り返したように、一切の具体的説明を拒否し続け、また安倍総理も、かかる松岡大臣の対応について法律どおりとかばい続けました。

一方では、都合の悪いことは一切口をぬぐつておきながら、消えた年金については根拠も方法も説明することなく、ただ一年で解決しますと声高に叫んだところで、一体だれが信用するのでしょうか。

うか。

これに対して、小沢一郎民主党代表は、その資金管理団体陸山会による不動産所有を指摘されるや、直ちに契約書や登記簿証、固定資産税納税通知書に至るまで公開した上で、詳細を説明しています。自民党と民主党、どちらが説明責任を果たしている、どちらが逃げ続けているのか、どちらが政治と金にまじめに取り組んでいるのか、もはや国民の目には明らかです。

私たち民主党は、事務所費、光熱水費というブラックボックスをガラス張りにするための政治資金規正法改正案を既に本年三月六日には提出しています。

これに対して、与党は政治活動の自由が確保できないとの牽強附会をもってブラックボックスの温存を図り、項目の細分化程度でお茶を濁そうとしましたが、先月二十八日、松岡大臣が自殺するに至つて重い腰を上げざるを得ず、会期末を目前に控えた同月三十日に本法案を提出したものの、昨年末以降に顕在化した佐田問題、伊吹問題、松岡問題が一切封じられておらず、ざるの役割さえ果たしません。何もかもが今までどおりまかり通つてしまひます。

というのも、第一に、与党案は、事務所費に關して領収書の添付を義務付ける政治団体を資金管理団体に限定しています。それゆえ、佐田問題に与党案を適用したとしても、佐田玄一郎政治研究会は資金管理団体ではなく単なる政治団体であるため、今までどおり領収書を添付する必要はありません。したがって、もしもその気になれば、事務所費だと偽ることで、違法、不当な支出をやみに隠すことも、政治資金で私腹を肥やすことも今までどおり可能です。

これに対して、民主党案は、資金管理団体に限らずすべての政治団体について領収書の添付を義務付けようとしています。よって、民主党案であれば、佐田玄一郎政治研究会もざるから漏れることなく規制の対象となります。

第二に、与党案は、領収書の添付を義務付ける  
經常經費から人件費を除外しています。ところが、伊吹大臣は、二億二千六百九十五万円の事務  
所費を計上した理由について、本年一月十日の記  
者会見で、どうしても必要な食料費、冠婚葬祭の  
費用など、政策集団の長となるとかなりある、領  
収書を取れないものは人件費と事務所費でしか処  
理できないと述べておられますが、この点が虚偽  
記載であるか否かはさておくも、ただ領収書の添  
付が義務付けられていないという理由で事務所費  
という項目が利用されていたならば、同様に領収  
書の添付が義務付けられていない人件費という抜  
け穴もふさぐ必要があるはずで、

与党案では、今後は事務所費から人件費にブ  
ラックボックスの名前が変わるだけですが、民主  
党案では、人件費に關して、収支報告書に業務に  
従事した者の数を記載することで、ブライパシー  
に配慮しながらも、同時に人件費についての透明  
性を確保しています。

第三に、与党案は、事務所費に關して領収書を  
添付する範囲を五万円以上の支出に限定していま  
す。この結果、五万円以上の支出も五万円未満に  
細分化すれば、やはり今までどおりのブラック  
ボックスがまかり通ります。

政治を金もつけの手段にはしません。私はこの  
当たり前のことを二〇〇四年の選挙を通じて、奈  
良県にお住まいの有権者の皆さんとお約束させ  
ていただきました。利権をあさる、公共工事の口利  
きをする、政治を金もつけの手段にする、そんな  
政治家はもう私たちのこの国に必要ありません。  
そのために、政治と金にまじめに真正面から向き  
合わなければならないことを訴えて、私の反対討  
論といたします。

ありがとうございます。(拍手)  
○議長(屬千景君) これにて討論は終局いたしま  
した。

○議長(屬千景君) これより採決をいたします。  
本案の賛否について、投票ボタンをお押し願ひ  
ます。

(投票開始)  
○議長(屬千景君) 間もなく投票を終了いたしま  
す。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)  
○議長(屬千景君) 投票の結果を報告いたしま  
す。

投票総数 二百十二  
賛成 百十六  
反対 九十六  
よって、本案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(屬千景君) この際、お諮りいたします。

與石東君外十七名の發議に係る厚生労働大臣柳  
澤伯夫君問責決議案は、發議者要求のとおり委員  
会審査を省略し、日程に追加してこれを議題とす  
ることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(屬千景君) 御異議ないと認めます。

よって、本決議案を議題といたします。

まず、發議者の趣旨説明を求めます。津田弥太  
郎君。

(議案は本号末尾に掲載)

(津田弥太郎君登壇、拍手)

○津田弥太郎君 解説をします。一回目は儀礼的  
な礼です。二回目は、年金不信を解消すべき本院  
がその責任を果たしていないことを国民の皆様  
におわびを申し上げました民主党の津田弥太郎であ  
ります。

私は、民主党・新緑風会を代表し、ただいま議

題となりました厚生労働大臣柳澤伯夫君問責決議  
案について、提案の趣旨を御説明申し上げます。  
まず、決議案の案文を朗読いたします。

本院は、厚生労働大臣柳澤伯夫君を問責す  
る。

右決議する。

以上であります。

以下、具体的に提案の趣旨を丁寧に御説明申し  
上げます。

冒頭において私が特に強調をしておきたいの  
は、本院は今年開設されて六十周年、すなわち還  
暦を迎えた慶賀すべき年であるということであり  
ます。

二院制を採用した我が国における本院の存在意  
義とは何でしょうか。よく言われるのが、一つ、  
良識の府であります。また、衆議院の審議を補  
い、必要とあれば修正をして衆議院に差し戻す、  
二つ目、再考の府。そして、衆議院の行き過ぎを  
チェックする、三つ目、賢者の府とも言われてお  
ります。これは、本院の場合、議員の任期は六年  
で、衆議院とは異なる解散がないため、じっくり  
と重要政策を議論できるメリットを持っているか  
らであります。

こうした本院の持つ機能や存在理由を踏まえた  
上で、厚生労働大臣である柳澤伯夫君の厚生労働  
委員会における年金問題審議の対応や年金行政に  
対する取組を子細にチェックしますと、その無責  
任さ、指導力のなさが極めて顕著に現れておりま  
す。私は、厚生労働委員会の理事としてこの間の  
大臣の言動をつぶさに見てまいりましたが、柳澤  
大臣はもはやその任に堪えることは到底できませ  
ん。本来なら、任命責任を持つ安倍総理大臣が罷  
免すべきであります。

そもそも、厚生労働省が提案した日本年金機構  
法案、国民年金法等の改正案は欠陥だらけであ  
り、これを速やかに撤回した上で、私たち民主党  
が提案しました歳入庁設置法案など三つの対策を

採用すべきでありました。

さらに、法案の内容に加えて、審議で最大の焦  
点となりました消えた年金問題に対する柳澤厚生  
労働大臣の答弁や対応にも多くの問題がありました。  
(発言する者あり)よく聞きなさい。由に浮い  
た年金、しかし、被害者の立場からすれば正に消  
えた年金にほかならない。基礎年金番号の記録漏  
れについては、我々民主党の再三の要請を受けて  
、政府は渋々その数が五千九十五万件に達して  
いることをお認めになりました。しかし、実態の  
究明や調査はいずれも後手後手に回ったことは言  
うまでもありません。

安倍総理は六月十一日の決算委員会、放置し  
てきたのは大きな問題だった、情報の把握も極め  
て甘かったと率直に認めなければならぬと安倍  
総理自身の責任を認めました。しかし、年金問題  
についてずぶの素人である安倍総理に対しては、  
年金行政を所管する柳澤大臣が早期に適切な進  
言を行うべきでありました。にもかかわらず、何  
らの進言をなさなかつたばかりか、二人して対岸  
の火事として眺めていたことは断じて許すわけに  
はまいりません。

安倍総理は、わずか一か月余り前、このような  
答弁を行いました。「すべての被保険者、年金受  
給者に対して納付記録を送付し点検をお願いする  
ことは、大部分の方の記録が真正なものであるこ  
とを考えれば、非効率な面が大きいのではないかと  
考えます。」とんでもない。現在、政府自身が  
全加入者への履歴通知の送付を行う方向へと方針  
転換を余儀なくされたことは御案内のとおりであ  
ります。こうした総理の対応については、事の重  
大性を見過ごしてきた柳澤大臣の責任が大きいも  
のと言わざるを得ません。

また、厚生労働委員会における審議では、社会  
保険庁の隠ぺい体質と虚偽答弁が日に日にエスカ  
レートしていききました。例えば、全国三百九カ所  
の社会保険事務所から十件ずつ抜き出した特殊台

帳のサンプル調査については、三千九十件の調査に何と四十日間も掛け、挙げ句に記録のミスは当初四件しかない、大臣御自身が委員会場で答弁をいたしました。しかし、後になってから二十七件、次いで三十五件と、ミスの件数が次々に訂正をされていきました。

また、昨日の委員会では、年金記録などを扱うコンピュータシステムの契約書について、社会保険庁から契約書は存在するとの答弁がなされましたが、その直後に会計検査院の局長から、契約書は存在してはいるが、社会保険庁の答弁が虚偽であったことが明らかにされるという前代未聞の不祥事が発生をいたしました。

これらは、できるだけ都合の悪い事実を隠しておこうという社会保険庁の体質からきたもの、かと思えず、このような部下、職員、とりわけ答弁を頻りに行った厚生労働省から出向中の二人の部長、これを放置してきた柳澤大臣の監督責任は厳しく問われなければなりません。しかるに、柳澤大臣は、官僚に対する責任を問う質問についても、官僚が作成した答弁書を読むばかりであり、これでは何らの指導力も発揮できないことは明白なのであります。

柳澤大臣が監督責任に欠けていることは、日本年金機構法案でも明らかであります。非公務員による特殊法人に移管することで、社会保険庁のときにあった年金保険料の無駄遣いや皆さんの記録管理はなくなると答弁されましたが、皆さん、本当でしょうか。

かつて、東京地検の特捜部検事としてロッキード事件の捜査などで活躍し、今弁護士、堀田力さんはマスコミのインタビュアーに、非公務員にするという与党案は首が猫で胴体が犬のようなもので、どこも責任を取らない仕組みになっていると厳しく指摘をされております。堀田さんは、二〇〇四年九月から二年間、社会保険庁の最高顧問に就任し、立て直しに協力した人物であり、この発

言は極めて重いものであります。

さて、六月八日、厚生労働委員会では、消えた年金の被害者の方に参考人として出席をさせていただき、その悲痛な訴えを聞かせていただきました。大変に筋道の立ったお話でありながら、三十年前の領収書がないことから納付記録が訂正をされているのが実情です。柳澤大臣の就任後も、自らの年金納付記録の訂正を求めて多くの方が社会保険事務所を訪れました。しかし、安倍総理さえも持っていない二十年前、三十年前の領収書がないことにより、二万人以上の方が何と門前払いをされております。領収書がない方は、ただの一人も年金記録が訂正をされていないのです。

こうした社会保険庁の対応を断じて許すわけにはいかず、社会保険庁長官の任命権者でもあり、社会保険庁に対する監督責任を有する柳澤厚生労働大臣に対し、消えた年金被害者からは怒罵の声が寄せられております。また、保険料を支払ったのに年金がもらえないということが、いかに国民の公的年金への不信感を加速させているかも真摯に受け止めるべきであります。

今国会を振り返れば、厚生労働委員会を揺るがす三つの事件が発生しました。言うまでもなく、柳澤大臣の産む機械発言、一つ、これを起因とした厚生労働省の綱紀の乱れによる雇用保険法に関する文書配付問題、二つ、そして、今回の未曾有の年金不信、三つであります。世間において、組織の長は結果責任を引き受け、辞職を余儀なくされることがしばしばあります。しかし、今述べた三つの事件は、いずれも結果責任どころではなく、原因そのものが柳澤厚生労働大臣に帰するものであり、弁明の余地がありません。

以上、様々な角度から、いかに柳澤伯夫君が厚労大臣にとどまることがふさわしくないかを具体的に明らかにしてまいりました。さて、今回、柳澤大臣は、自らの賞与の一部を国庫に返納するという、パフォーマンス以外の何物でもない行為をあえて行いました。私は、柳澤

大臣が本気で国民に対する責任を感じているとは到底思えません。仮に、本気で責任を感じているとしたならば、柳澤大臣が考える自らの責任とは五十一万円の重みしかないのでしょうか。国民をばかにするにもほどがある。柳澤大臣、大臣が国民の前に返上しなければならぬのは、五十一万円ではなく、厚生労働大臣の地位そのものではないでしょうか。

柳澤厚生労働大臣の罷免こそが、我が国の公的年金の信頼を回復し、消えた年金問題の解決に向けた最良の処方せんであることを強く訴え、良識の府参議院の皆様が与野党の立場を乗り越えて本決議案に御賛同をいただき、速やかに可決されることをお願いし、趣旨説明を終わります。ありがとうございます。(拍手)

○議長(扇千景君) 本決議案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。阿部正俊君。

(阿部正俊君登壇、拍手)

○阿部正俊君 私は、自由民主党と公明党を代表いたしまして、ただいま議題になりました柳澤厚生労働大臣の問責決議案に対しまして、断固反対の立場から討論を行うものであります。演説は短くやります。

公的年金は国民一人一人の老後の生活設計の柱として掛け替えのないものである、しかも、国民の信頼を基礎として常に安定的に実施されるべきものであることは確かです。ところが、その適正な運営を任務とする社会保険庁は、今回明らかにしたように、年金記録問題を始めといたしまして、これまで職員の様々な不祥事を積み重ねてきました。国民の信頼が地に落ちているということでは明らかでございます。

このような状況の中で、柳澤大臣は、文字どおり行政の先頭に立って、社会保険庁の抜本的な改革とその実現に中心的な役割を果たしてこれませんでした。

野党は、今回の問責決議案の理由として社会保険庁の年金記録問題への対応などを挙げております。しかしながら、政府・与党では、既に年金記録問題につきましては、国民の視点に立つて、できる限り速やかに、かつ行うべきことはすべて行うという方針の下で、既に年金記録問題への新対応策を取りまとめ、大臣を中心として、年金記録に対する国民の不安の払拭とその信頼回復に全力を傾けているところであります。

すなわち、基礎年金番号に統合されていない五千万件の年金記録については、今後一年間で、すべての年金受給者や被保険者の方々の記録と突き合わせた上で、御本人に記録の確認をお願いし、着実に年金受給権に結び付けてまいります。また、社会保険庁のマイクロフィルムや市町村が持つ記録とオンライン記録との突き合わせなど、進捗状況を公表しながら計画的に行ってまいります。

さらに、記録を訂正したいが領収書などの証拠がないという方につきましては、総務省に年金記録確認第三者委員会という新しい機関を設置し、申し立てた方のお気持ちに立つて公正に判断する仕組みを設けました、既に。

あわせて、こうした取組を通じて、年金記録の訂正により年金給付額が増える方について、時効により増額分を受け取れないなどということがないように、今回の年金時効特例法案により特別の立法措置も併せて行ったのでございます。また、平成二十三年までには、年金記録管理システムを新しく構築し、国民だれもがいつでも自分の年金記録を知り得るカードを配付いたします。

政府・与党では、これらの対応策を着実に実施し、国民の皆さんが本来受け取るべき大切な年金をすべて受け取れるように万全を期してまいります。

柳澤大臣は、先頭に立って年金問題への対応に取り組んでおります。とりわけ、国会の審議において、野党からの度重なる同じような質問に対し

ましても誠実に答弁されてきました。

参議院の厚生労働委員会における審議時間も、昨日までに既に四十八時間半に上り、はるかに衆議院の審議時間をオーバーし、十分に審議が尽くされたと思っております。したがって、野党の言う問責決議案の理由は誠に理不尽なものであり、その提出は暴挙のそしりを免れないものであります。

大臣は、与党のみならず野党の諸君もよく御存じのとおり、我が国の行財政に關し他の追隨を許さない豊富な経験と知識をお持ちでございます。加えて、強い使命感を持ち、厳しい財政状況が続く中で、少子高齢化が進展する難しい局面におきまして、我が国の社会保障に係る数々の難題を的確に処理し、国民福祉の発展のために奮闘されてきたのであります。

大臣には、今後とも、厚生労働行政が抱える諸課題の解決に向け、強いリーダーシップを発揮されることが求められております。特に、社会保険庁の問題につきましても、社会保険庁を廃止、解体し、国民の立場に立つて事業運営を行える新組織を実現するとともに、年金記録に関する国民の不安を解消するための一連の対策の着実な実施に全力を傾注していただくことが大臣の責務であると考えております。

大臣は、今年一月、日本経済新聞に連載された「このころの玉手箱」という随筆の中で、石川啄木に心酔した幼いころの記憶をたどり、次の歌に心を打たれたと述べておられます。すなわち、「はたらけどはたらけど猶わが生活案にならざりちつと手を見る」、これが政治家柳澤伯夫の原点だと思えます。大臣の原点がここにある以上、国民生活の安定につながる年金制度の構築に、温かなハートを持って厚生労働行政に対応できる柳澤伯夫大臣ほどふさわしい政治家は他に存在しないと考えるものであります。

年金制度は国民の信頼があつてこそ成り立つものであり、今回の年金記録問題については、与野

党の立場を超えて政治が責任ある対応を取らなきやなりません。にもかかわらず、野党諸君は党利党略を優先して問責決議案を提出したということとは誠に残念であるとともに、年金制度に対する国民の信頼を揺るがすことになりかねないことに気がつくべきであります。

改めて野党諸君の猛省を促し、柳澤厚生労働大臣の問責決議案に対する私の反対討論を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

○議長(属千景君) 櫻井充君。

(櫻井充君登壇、拍手)

○櫻井充君 民主党・新緑風会の櫻井充です。

私は、民主党・新緑風会、社会民主党・護憲連合、そして国民新党を代表いたしまして、三党共同提案による厚生労働大臣柳澤伯夫君に対する問責決議案に対して、賛成の立場から討論を行います。

討論に入る前に、昨日、宮澤元総理大臣がお亡くなりになりました。心から御冥福をお祈り申し上げたいと思います。

そして、昨日、理事会で合意のないままに、そしてまた野党から理事会協議の申出があつたその動議も無視して強行採決が行われたということに対して、強く抗議を申し上げます。

さて、私が柳澤大臣に初めて質問させていただいたのは、柳澤大臣が金融再生委員会の委員長をなされていたときでございます。その当時から答弁が長く、禅問答のようなことで、金融の素人には、私になかなか分かり難いものもございましたが、様々な点で柳澤大臣から御指導をいただきまして、金融のプロはさすがに違うなと感心もさせられました。

二〇〇一年から金融担当大臣になられて、その当時、柳澤大臣はアジア・ウィークのアジアのパワフルな政治家の第八位にランクインされました。それだけではございませんで、ビジネス・ウィークではアジアの星にも選出されております。

す。考えてみますと、あのころが柳澤大臣が一番輝いていた時代かもしれません。

なぜならば、竹中大臣が登場し、残念なことですが論争に敗れて、そして実質上、金融担当大臣から更迭された。しかし、私は、柳澤大臣がもし金融担当大臣を務められていたら、今のような市場原理絶対主義のような社会ではなくて、もっともつとよい社会になっていたのではないのかなと、そうも感じております。

まあ、昔話はこのまじまでにして、ところで、大臣は今回の年金の問題に關して本当に重要な問題だとお考えなんですか。私は、本来であれば、柳澤大臣がリーダーシップを取ってこの問題の解決に当たらなければいけないはずなのに、その対応を見てみると、我々野党がいろんな提案をすててから、それを受けて解決に当たられている。すべてが後手後手に回っているような感じがいたします。

国民の皆さんが今一番関心を寄せているのは何といっても年金の問題です。それはなぜなのかといえ、将来の自分の人生の設計が懸かっているからです。国民の皆さんはお金が残って、余裕があつて、そして保険料を支払っているわけでもありません。これだけ景気が悪くなつて所得が低くなつていく中で、将来の安定を確保したいからこそ今頑張つて年金の保険料を支払っているわけなんです。しかし、自分たちが支払ったその年金の保険料に見合ひの年金が受け取れるかどうか分からなくなつていくわけですから、怒りが出るのは当然のことです。そして不信感が募つてくるというのは至極当然のことなんだろうと、そういうふうに思います。

この国民の皆さんの怒りや不信感に拍車を掛けているのは、厚生労働省や社会保険庁の役人の対応です。彼らが今まできちんとした仕事をしてこなかった、帳簿の台帳の整理もちゃんとしてこなかった、だからこういう問題が起こっているにもかかわらず、結果的には、国民の皆さんが年金手

帳を持つていないとか領収書を持つていない、そういう国民の皆さんに責任を転嫁して、国民の皆さんの大事な年金そのものが給付されないという、そういった事件が起こつてきているわけですから。

今の厚生労働省そして社会保険庁のトップは柳澤大臣であつて、その責任は極めて重いと言わざるを得ません。しかし、柳澤大臣はボーナスの一部を返上するというパフォーマンスは取られましたが、私は、そういうことで責任を取るのではなくて、やはり職を辞して責任を取ることが極めて重要だと考えております。

六月二十一日の委員会では、私は大臣にお辞めになる意思がないかどうか確認をいたしました。お辞めにならないということでもございました。私は、問責決議案など出したいと正直思つております。しかし、御自身がお辞めにならないというのであれば、こういう形でお辞めいただくのかないのかと、本心に断腸の思いで出させていたいただきました。私が以下、これからこの問責決議案に賛成する理由を述べさせていただきます。

第一に、大臣としての政治姿勢でございます。大臣は、国民の代表として厚生労働省という役所をコントロールする立場で行政を行うのか、それとも役所の代弁者として、大臣として行動を行うのかによつて全然違つてきます。今の大臣の行動を見ていると、例えば津田議員がうそつき官僚とやゆした、そういった部下のしりぬぐいをして、さらに、今までちゃんと働いてこなかった役所の人間に対しても、まあこれからまじめに働くから何とかしてやつてくれと。それは、本当にいい人で、優しい上司だと思えます。しかし、一方でいうと、そういうことは国民の皆さんから見たら、本当に国民の側に立つて行政を行っているのかどうかという点からすると甚だ疑問でなりません。本来、国民の代表者であるとなれば、国家公務員は公僕として働くのが当たり前ですから、問題の本質は一体どこにあるのか、そのことをき

ちんと分析して責任を取らせる必要があるんだらうと、私はそう思います。

第二に、我が党の長妻昭議員始め多くの皆さんからこの問題を指摘していただきましたが、その点について真摯に受け止めていただけなかったことです。

これは柳澤大臣だけではなくて、実は安倍総理も同じでございます。二月の衆議院の予算委員会の際に、安倍総理は長妻議員からの質問に対して、国民の不安をおおるような発言をするべきではないという趣旨の御答弁をされました。今、この問題の不信感をあおっているのはだれでしょうか。安倍総理でしょうか。そして、柳澤大臣そのものじゃないですか。

さらに、安倍総理は何とおっしゃったのかというと、平成九年の基礎年金番号を振替ったのは皆さんだから、我が党の菅代表代行に責任があるようにおっしゃいますが、自分の責任を棚に上げて皆さんに責任転嫁するなんというのは一国の総理としてふさわしいとは思えません。

第三に、国会軽視です。

昨日、我が党の足立委員が柳澤大臣に最後に質問いたしました。これで本当に質疑時間は十分なんだろうか。柳澤大臣はそれに対して、時間は十分だと、そしてしかも、法案を早く通してくれという趣旨の御答弁をされましたが、採決するかしないかは、これは国会で決めることであって、大臣がそういうことを言うのは僕は筋が違うと思っております。しかも、国会の審議というのは審議時間で決めることじゃありません。衆議院の何分の一だとか衆議院を超えたとか、そんなことで決められたら参議院の存在価値などなくなります。

むしろ、大事なことは審議の内容が尽くされたかどうかであって、昨日は我が党の福山哲郎議員が要求して、また新しい資料も出てきたんです。そういう点からいえば、まだまだ審議しなければいけないものに対して、もう審議は十分だと、こういう発言をされる方が私は大臣としてはふさわ

しいとはとても思えません。

第四に、答弁にふさわしくないところが幾つか見られたことでございます。

例を一つだけ挙げさせていただきますが、例えば社会保険審査会とそれから第三者委員会のことに關して、これまで大臣は、社会保険審査会で棄却されたものに關しては諮問することができないというふうにならずと答弁されておりました。昨日、我が党の浅尾慶一郎議員の質問に対して答弁の内容が変わりました。私は答弁の内容が変わったことを問題視するわけではございません。むしろ、問題になるのは第三者委員会というのが一体何のためにできた委員会かということです。

これまでの国民の皆さんの救済を行うためにこの委員会ができて上がっている。それから、社会保険審査会そのものの自体が機能していないからこの第三者委員会ができたわけですから、そのことを考えれば、社会保険審査会で棄却されたからといって、もうその第三者委員会で諮問できないと、まずそういう答弁をされることそのものの自体が私は大きな問題ではないのかと、そういうふう

に思っております。

そして第五に、今回の社会保険庁のこの改革案で社会保険庁そのものが変わると考えておられることですね。

なぜならば、大臣の御答弁をお伺いしていると、社会保険庁の職員が公務員であるから悪いようなこと、そして親方日の丸だから悪いんだというようなことを繰り返しておっしゃっております。大臣は元々公務員じゃないんですか。官僚だって国家公務員じゃないんですか。大臣の論をかりれば、御自身も駄目だったし、官僚組織そのものも駄目だということになります。私はそういうことではないと思ひますよ。

皆さんに厚生年金保険制度回顧録というものを御紹介させていただきましたが、あの中で、昭和十八年の年金課長の花澤さんという方がこうおっしゃっています。どうせ支払は二十年先なんだか

ら、集めた金なんかほとんど使っちゃまえばいいんだ、使ってしまったお金がなくなったら賦課方式にすればいい。今そうなっていますよ。しかも、これだけのお金があったら天下り先は幾らでも用意できる。確かに、公益法人も百つくりましたから、天下りの役人は幾らでもどこにでも行けるようになってきている。そういうような問題があるわけです。

つまり、我々が主張しているように、これを抜本的に解決するためには……(発言する者あり)本当にそれで良くなると思っておりますか。抜本的に改革するためには、厚生労働省から引き離して、私たちが主張しているように歳入庁をつくつていく、厚生労働省に皆さんの大事な年金を預けるといふことそのものの自体に大きな問題があると思っております。

第六に、柳澤答弁のもう本当に長いこと、そして神問答のような答弁、あれは一番の私は問題だと思っております。

大臣がよく分かつていないことは官僚の紙を見て答弁されますから、理不尽な内容ではあります。が内容はよく分かります。しかし一方で、大臣がよく知っておられることは、御丁寧な方ですから、御自分の言葉でしゃべられると長くて何を言っているかよく分かりません。いずれにしても、国民の皆さんに対してきちんとした言葉で伝えるということが私は大臣の役割だと思っております。

まだまだ本当はあります。昨日原稿を書いたのはもつと一杯あるんです。しかし、時間の制限がございますのでこの程度にしておきますが、聡明な与党の議員の皆さんであれば、今の私の説明を聞いてくださって、柳澤大臣がいかに厚生労働大臣にふさわしくないかということを御理解いただけたのではないかと思います。最後に、医者立場で一言申し上げます。柳澤大臣、大分お疲れではないでしょうか。柳

澤大臣の同郷の榊葉賀津也議員も、大臣はやせたなと心配されておられました。大臣はこれからこの国のために一生懸命働いていただかなければいけない大切な方ですから、疲れたときにはお休みされるのが私は一番だと思います。これから厚生大臣を続けられると激務が続きますから、私はここでお辞めになった方が御自身の健康のためにもいいのではないのかと、そういうふうに思ひます。

どうぞ与党の皆さん、柳澤大臣は本当に責任感の強い方で、御自身でお辞めになりたいなと思つてもなかなかお辞めになれませんから、柳澤大臣の健康のこともお考えいただいて、是非、我々提出の問責決議案に賛成いただき、そしてこの問責決議案、御可決いただきますことをお願い申し上げます。ありがとうございます。(拍手)

○議長(扇千景君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(扇千景君) これより本決議案の採決いたします。

足立信也君外八十二名より、表決は記名投票をもつて行われたとの要求が提出されております。

現在の出席議員の五分の一以上に達しているものと認めます。

よつて、表決は記名投票をもつて行います。本決議案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票を願ひます。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(扇千景君) 投票漏れはございませんか。――投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○議長(属千景君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の開鎖を命じます。

(議場開鎖)  
(参事投票を計算)

○議長(属千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百十二票  
白色票 九十七票  
青色票 百十五票  
よって、本決議案は否決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(属千景君) これにて休憩いたします。  
午後三時十五分休憩

午後五時一分開議

○議長(属千景君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、お諮りいたします。  
與石東君外十名発議に係る内閣総理大臣安倍晋三君問責決議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加してこれを議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(属千景君) 御異議ないと認めます。よって、本決議案を議題といたします。まず、発議者の趣旨説明を求めます。小川敏夫君。

(議案は本号末尾に掲載)

(小川敏夫君登壇、拍手)

○小川敏夫君 私、民主党・新緑風会の小川敏夫です。

提出者を代表して、安倍総理大臣問責決議案の趣旨を説明いたします。

これに先立ちまして、昨日、宮澤喜一元総理大臣が亡くなりましたことに、謹んで哀悼の気持ちを表させていただきます。宮澤元総理は、現下の議会制民主主義を無視した安倍総理の姿勢を憂えていたのではないかと、お気持ちを察するところでございます。

安倍総理、あなたは国民の支持率を七〇%も得てさうそうと総理に就任いたしました。初めての戦後生まれの総理として、国民はあなたに大きな期待を寄せていたのです。しかし、私はあなたには期待を寄せていませんでした。あなたが述べる改革や主張する外交なるものがどれだけ有効なものなのか、それとともに、政治倫理の確立や議会運営などの政治手法についてどれほどのものなのか、大きく疑問に感じていたからであります。そして、私が抱いていた疑問はすぐに現実のものとなりました。あなたに対する国民の期待と支持はしばむ一途の道をたどって今日に至っております。

具体的に示しましょう。  
あなたが小泉政権の中核として直接かかわったさきの郵政民営化を争点とする総選挙において郵政民営化に反対して離党した議員たちを復党させました。このことは、あなたの政治姿勢がその場の御都合主義であることを如実に示すものであります。

あなたは、総理就任直後には、道路特定財源の見直しについて一般財源化を前提に見直す明快に約束しました。ところが、わずか三か月後には、全額を義務付けている仕組みを改めるだけとして、当初の一般財源化を前提に行うという約束がほごにされ、見せ掛けだけの改革もどきへと変えられてしまいました。このことは、あなたがいわゆる族議員の抵抗に屈したもので、あなたの指導力と改革への意気込みが欠如していることを露

呈したものであります。

はたまた、あなたが自ら起用した本間政府税調会長や佐田行草担当大臣がスキャンダルや政治と金をめぐる問題で就任早々に辞任したことから、あなたの人事に対する基本姿勢が問われることになりました。

年が明けると、更に続いて、柳澤厚生労働大臣の女性の子供を産む機械という女性をべつ視する発言があり、米軍再編問題では、当事者である久間防衛大臣がアメリカ力は分かっていないなどと発言し、アメリカ側の反発を招きました。このいづれの発言も、当然に辞任を求め、あるいは大臣を罷免するのが総理としてあるべき本来の姿勢であるのですが、政府税調会長や佐田行草担当大臣の辞任に続いて任命責任を問われることを回避したかったのでしょう。総理はこのような問題大臣をそのまま居座らせてしまったのです。

そして、更に続いて、松岡前農水大臣の事務所費、水道光熱費の不正計上問題が発覚しました。何とか還元水という言葉が国民の間に広く知れ渡りましたが、国民のだけれども、水道光熱費が不要の議員会館で年に五百万円を超える水道光熱費を計上したことは不適切と思っているでしょう。

しかし、あなたは、自身で任命した大臣などが次々とスキャンダルや政治と金の問題などでドミノ倒しのごとく倒れていく事態を回避したいとの一心だったのでしょうか。あなたは、松岡前大臣の処理は適正であるとあなた自身も言い張るようになりました。そこには政治倫理を尊重する姿勢は全くありません。ただ、あなたが総理の座に居座り続けることに執着している姿しか浮かんでこないのです。

こうして、国民のあなたに対する期待はしばむ一方となり、内閣支持率も下がり続けました。そしてまた、あなたの保身のために辞めるべき人を辞めさせないまま国民の批判の矢面に立たせ続けたことが、松岡前大臣に大きな不幸な事態をもたらす結果を招いてしまったのです。政治と金にま

つわる不正に対する国民の怒りは松岡前大臣に向いていましたが、真に批判を受けるべきなのは、総理、あなた自身ではなかったのでしょうか。

また、この事務所費問題で大きく揺れていた今年の早い時期、あなたは決定的失策を重ねていきます。

一つは、今国民の大きな怒りを呼んでいる消えた年金記録の問題であります。

あなたは、今年二月十四日、衆議院予算委員会、民主党の長妻昭議員から、この問題に対して加入者全員に加入記録を送付して対応するように求められました。これに対して、総理、あなたは驚くべき答弁をしております。すなわち、そのような対応をすれば、年金に対する国民の不安をおおる結果になる危険性があるからとして、その対応を取りませんでした。しかし、問題が大きくなった今、政府・与党の中からも長妻昭議員が指摘したその対応を取ろうという声が上がっております。

総理、あなたは、この消えた年金問題のように、国民の関心が極めて高く、そして、国民生活に直接重大な影響を与える事件が生じたときに、国民に知らせないままはおかひりしてしまおうとした御自身を見詰めて、恥ずかしいとは思いませんか。消えた年金問題の存在を知りながら、騒ぎが大きくなったら大変だからといって何の対策も取らないまま放置したことは、国民の生活を守るべき総理の職責を放棄したものであります。そして、この問題が国民の知るところとなつて大騒ぎとなるや、慌ててその場しのぎの対策でごまかそうとする総理を国民が支持するわけがありません。あなたの支持率がここに来て急落しているのは、国民があなたに正当な評価を与えるようになったからであります。

あなたは、国民の批判をかわそうとして、一年間で五千万件の統合を完了し、問題をすべて解決するかのよう国民に約束しました。しかし、これは国民を欺く全くのたらめでありま

たが約束したことの中身は、コンピュータに入っている五万件のデータの照合作業を一年間でやり終えるということであり、コンピュータに入っていない記録や間違つて入力されてしまったデータを調べ上げなければ問題は解決しないのです。総理、あなたもこの事情は分かっているのではありませんか。分かつていながら、あたかも単なるデータの照合作業をもって完全な問題の解決のように、真顔をもって真剣なまなざしと口調で訴えるあなたの姿は、相当な役者でも及ばないものがあると感じます。しかし、総理、あなたにお芝居の能力があるとしても、総理としては失格です。あなた自身、単なるコンピュータ内のデータ照合だけで消えた年金問題がすべて解決するとは思っていないでしょうが、万が一そのように思い込んでいるとするならば、あなたは完全なる無能であります。

また、年金時効特例法なども、政府の責任により生じた未払に対して政府は時効を主張しないという、最高裁の判例にもある当然のことを定めただけで、問題の根本解決にはなりません。しかも、この点は民主党が元々主張していたことでもあります。

消えた年金問題の存在を承知しているながら、ほかむりをして適切な対応を取らなかったため、問題の深刻さもさることながら、突然にこの問題を分からせる結果となつたことよって国民の動揺は更に大きくなりました。この一件だけをもちしても、総理、あなたに総理大臣を続ける資格がないことは明らかであります。また、あなたとともに与党の皆さんも、この消えた年金問題について、年金は消えていないなどとばかげた主張をしています。国民から見ると、掛金を払ったのに年金に結び付かないのですから、国民の視点からは消えた年金であることは明らかです。

あなたや与党の皆さんは、自分のこの大きな失点を隠すために、このような言葉の問題にすり替えようというこそこくなくはやめた方がよいで

しょう。そして、国民の立場に立つて、真の解決策を追求するよう最大限の努力をすることが、いづれ総理あるいは与党の座を明け渡すことになるでしょうあなたの方に課せられた、最後に国民に対して誠意を見せる重要な責務なのです。

二つ目は、いわゆる従軍慰安婦発言であります。あなたは御自身の発言が、とりわけ海外において大きな影響を及ぼすことを分かっていたのでしょうか。あなたは、軍隊が直接民家に上がつて女性を連行してきたような強制性を裏付ける証拠はないとの発言をしました。このように、殊更に一つの定義を作り上げてまで、一国の総理であるあなたが軍の強制性を否定する発言をする必要がどこにあったのでしょうか。その必要もないあなたの発言が大きな引き金となって、米国民議会における決議を促す結果をもたらした、我が国に対する各国の信頼が大きく損なわれました。

あなたは、四月下旬、決議がなされることを回避させなければならぬ問題を抱えて訪米しました。このように負の問題を抱えて外交に臨むことは、国益を損なう危険を伴うものであります。実際、あなたの訪米は、きつとあなたにとっては本意であつたのでしょうか。従軍慰安婦問題に対する反省の弁から始まり、そして、米軍移転費用の負担、自衛隊のイラク派遣延長、米国産牛肉の輸入拡大など、日米の外交場面はアメリカが一方的に有利な外交展開となつております。

あなたの不必要な従軍慰安婦発言は、あなたの人権感覚の欠如を表しただけでなく、外交感覚の乏しさと外交手腕の稚拙さをはつきりと示しました。もはや、あなたには我が国を切り盛りする資格は全くないのです。

また、私が当院予算委員会、あなたの発言が我が国の国際信用を大きく損なう結果をもたらすのではないかと指摘した際に、私を日本の歩みをおとしめようとしているのではないかと誹謗しました。自分を批判する人は言わば非国民だと誹謗

するあなたには、民主主義を基調とする我が国の総理を務める資格はありません。

このように、人の意見に耳を傾けず、自分の考えだけ押し通せばよいし、批判する者があれば排除すればよいというあなたの姿勢は、今国会の運営においても、強行採決の連発など随所に示されました。もはや、あなたは議会制民主主義を守るという観点からすると最大の危険人物であります。

あなたは、いじめ、自殺の連鎖や未履修問題など、教育の根幹にかかわる問題が山積しているのに、これらに対する適切な対応策を放置する一方で、責任の所在が不明確で、中央集権の強化などを盛り込んだ教育関連法案を強行採決により成立させました。

このように、内閣の保身のために他人の立場も考えず、なりふり構わない姿勢は、今国会の会期延長においても示されています。

参議院議員選挙の投票日が本年七月二十二日と事実上決定され、日本国じゅうがそれに向けて動いていたものを、直前の今になって、会期延長に伴つて七月二十九日に変更されてしまいました。

このことが、選挙に臨む方々だけでなく、多くの国民に少なからず影響を与えています。開票事務に当たる全国の市区町村職員の中には、夏休みの家族旅行を取りやめた人々も多くあるのではないのでしょうか。選挙事務の変更や投票会場に充てられる施設の利用の変更など、大きな不便と損失をもたらしました。こうした不便と損失を回避するため、これまで投票予定日の直前変更は避けられ、参議院選挙のある年の会期延長は努めて避けられてきたものであります。

しかし、総理は、これに意を介さずに会期を延長したのです。その理由たるや、天下り法案の成立のためというものでありますが、この法案がまた実にいい加減なものでありますから問題なのであります。

あなたはこの法案について、公務員の天下り規

制を加えるものと言っております。しかし、現行法上、天下りは二年間という不十分の実態ではあるとしても禁止されているのです。法案は、この禁止を解いて、天下りに一つのルールを設けた上で認めることになっているのです。すなわち、法案は、天下り規制の強化ではなく天下り解禁法案なのです。

その上、あなたは天下りについて、職員のあるを禁止し、天下り者の行為規制を設け、違反者の処罰規定を設けたと説明しています。しかし、法案をつぶさに検討してみますと、職員に禁止されているのはあつせんではなく、命令と依頼でありました。天下り者の行為規制については、二年間だけで以後は自由という、言わば二年経過後の働き掛け奨励法案でした。そして、その処罰規定も、不正行為を行った者だけが処罰され、単なる違反者には何の処罰もないという内容でありました。

このように、看板に偽りあり、すなわち天下り解禁法案をもって、あたかも天下り抑制の切り札であるかのようなでたらめの説明による法案の審議のため議会無視の会期延長を行った総理には、その資格がないことの上ありません。このような偽りの天下り規制法案を、審議時間がないことが分かっているのに参議院の審議に上げた総理の考えは、結局は、自らの失政が招いた消えた年金問題などからの国民の目をそらすために仕掛けた目くらまし作戦に出たものと認められます。

しかし、このような軽薄で卑劣な作戦に国民がだまされることはないでしょう。あなたの築き上げた失政の数々は、到底あなたに総理にとどまることを許すものではありません。国民から厳しい審判の結果を受けることは必至の状況の今、あなたが取るべき唯一の道は……

○議長(扇千景君) 小川君、時間が大分超過しております。簡単に願います。  
○小川敏夫君(統) 清く総理の職を辞することでありますが、あなたにはこのことすら理解し決断

する力がないようでありますので、ここに、総理、あなたの問責を求め、本問責決議案を提出するものであります。

本決議案に御賛同いただきますようお願い申し上げます。趣旨説明を終わります。(拍手)

○議長(扇千景君) 本決議案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。舛添要一君。

(舛添要一君登壇、拍手)

○舛添要一君 私は、自由民主党、公明党を代表しまして、安倍内閣総理大臣に対する問責決議案に対し、断固反対の討論をいたします。

まず、冒頭、野党諸君の国会審議に対する無責任な姿勢に厳しく抗議をいたします。

七月二十九日には参議院半数の議員が任期切れを迎え、改選が決まっております。したがって、今国会の会期もおのずと限界がありますが、この窮屈な日程の中、国民の負託を受けた立法院としてその職責を果たすべく、我々と野党は全力を挙げまいりました。参議院は再考の府であります。衆議院における審議を更に深め、より良い政策を立案することが我が参議院の使命であると確信しております。

総理、私は総理には日々様々な意見を申し上げてまいりました。参議院議員として、国民のために今何をなすべきかを常に念頭に置き、苦言を呈したこともございます。総理は不快に感じられたことがあったかもしれませんが、しかしながら、今取り組むべきは、喫緊の課題である年金の時効撤廃、社会保険庁の解体、押し付けの天下りの根絶のための公務員制度改革であり、これらの重要法案を成立させることであります。それゆえに、我々と野党は、野党の諸君に協力を要請して法律案の審議促進に全力を傾けてまいりました。この国民の不安と不信を一掃するための法律案の成立を野党の諸君は妨害、阻止する暴挙に出たのであります。選挙を前にした国民向けパフォーマンスと

断ぜざるを得ません。猛省を促すものであります。

私の政治の原点は母親の介護であります。北九州市に住むアルツハイマーの母を七年間にわたって遠距離介護したことが私を政治の道に転身させたのであります。したがって、老後を安心して過ごすことのできる社会をつくること、これが私のライフワークであります。

これまで介護、医療、年金など福祉分野に力を注いでまいりましたが、その過程で年金問題の深刻さ、社会保険庁の腐敗に驚愕し、それと格闘してきた六年間でありました。社会保険庁を解体する、そして年金未払の時効を撤廃する、こういう今回の法案を一日も早く成立させることが国民の利益にかなうものであります。

安倍総理は、年金というのは国民の信頼があつて初めて成り立つ制度である、国民の皆さんの不安をなくしていくため全力で取り組んでいかなければならない、年金をまじめにこつこつと払ってきた方々の立場に立つてこの問題を解決していかなければならない、去る五月三十日の党首討論でこのような決意を述べておられます。

このような真摯な態度で問題解決に向け強力なリーダーシップを発揮され、国民のために努力をされている総理を非難し、政争の具としようとしている野党諸君は不謹慎極まりない、国民の皆さんは感じていないと確信します。

昨年九月、安倍総理は、戦後生まれ初の内閣総理大臣に就任されました。そして、早々に、しばらく首脳同士の会談が開かれなかった重要な隣国である中国、韓国を訪問され、互いに未来志向で率直に語り合える信頼関係を構築されました。両国との信頼関係の強化は、アジア地域や国際社会全体にとって極めて大切であり、安倍外交の大きな成果となりました。さらには、防衛庁を省に昇格させ、国防の責任を明確にし、また、新しい時代の教育理念を確立するため六十年ぶりに教育基本法を改正されました。今国会では、国の姿、

形を語る憲法の改正についての議論を深めるべく、その第一歩として憲法改正手続法の成立を見ました。

いずれも国の根幹にかかわる課題であり、これまで歴代政権が取り組んできた経済重視の針路から、「美しい国、日本」という新しい国づくりに向けた我が国の進むべき道を安倍総理が国民に分かりやすく示されたものであります。

先ごろ開催されたハイリゲンダム・サミットには、初参加でありましたが、総理は地球温暖化対策の重要性を各国首脳に呼び掛け、自ら取りまとめた美しい星50を発表され、会議を終始リードして、サミットの議論や成果に大きくかわられました。我が国の環境対策分野における世界最先端の技術は、人類の文明に確実に貢献できるものであります。我が国が、来年開催の洞爺湖サミットの議長として、安倍総理に対する各国の期待は揺るぎないものとなりました。

就任以来九か月、このように着々と実績を積み重ねられてこられた安倍総理に対し、問責を受ける理由は全く見当たらないのであります。野党決議案は全く筋の通らない理不尽なものであり、断固否決すべきであります。千万人といえども我行かん、総理のこの気概は必ずや国民に理解され、支持が広がっていくものと確信します。

我々と野党がしっかりと総理を支え、「美しい国、日本」の創生に邁進することを国民の皆さんにお誓い申し上げます。私の討論を終わります。

○議長(扇千景君) 千葉景子君。

(千葉景子君登壇、拍手)

○千葉景子君 民主党・新緑風会の千葉景子です。会派を代表して、議題となつている安倍総理大臣の問責決議案に対する賛成の討論をいたします。

冒頭、戦後の日本を見続け、保守、リベラルの立場で民主主義と護憲、平和を唱えられた宮澤元

総理が御逝去されたことに心から哀悼の意を表します。

私は、平成四年、この壇上で当時の宮澤総理にこのように申し上げたことを思い出します。日本の歴史の上で最も長い政権と言われる足利幕府や徳川政権は第十五代将軍をもって最後となり、そこから新しい時代の幕が開きました。翻って、宮澤内閣といえは、これまた自民党第十五代の政権でございます。宮澤総理、総理も真の豊かさの実現に向けてその基礎づくりに邁進され、それをもつて新しい時代にバトンタッチをされることを心から期待します。

今思えば、若輩の私が失礼を省みず大胆なことを申し上げたわけですが、その後、この発言を受けるかのように政治が大きく転換し、宮澤政権は終わりを告げ、非自民の細川政権が誕生したのでした。

今、改めて安倍総理に申し上げたい。真の豊かさの実現に向けた基盤づくりどころか、国民の生活を破壊し、将来への不安を増大させ、美しい国との美名の下に身勝手な都合で民主主義を破壊し、国民が築いてきた平和への努力を踏みしめる人は、国のリーダーたり得ず、必ずや国民の厳しい判断が下されるであろうことを申し上げておきたいと思ひます。私は、真に国民の選択による政権交代が実現するときに近いことを改めて確信いたします。

以下、安倍総理大臣に対する問責決議案に対する賛成の理由を七点に分けて申し上げます。

まず一点、統率力の欠如です。小泉前総理大臣は、一昨年の郵政解散で、郵政民営化に反対する自民党議員を党から追い出し、同じ選挙区にいわれる刺客の候補者を立てて政治の場から追い出そうとしました。もちろん、安倍総理も時の官房長官として重要な役割を担いました。

ところが、安倍総理は、自分が総理大臣になるや、これら自民党を離れた議員たちの復讐を認め

たため、国民の政治不信を招き、支持率は急速に下落しました。復党問題は、本音のところ、今年夏の参議院選挙に備えて、刺客を送られてもなお勝ち残った選挙に強い造反議員たちの票が目当てであるのは明らかでした。しかも、一事が万事として、郵政問題ただ一点で衆議院を解散しておきながら、郵政民営化がまだ始まっていないのに、今度は郵政問題だけが国政ではないといつて造反議員たちの復党を認める御都合主義に国民はあきれ果てたのです。

また、様々な官邸機能の強化策を打ち出し、首相補佐官を現行の法律で限度一杯の五人就任させ、それをすべて側近の政治家で固めました。これは安倍総理自身の自信のなさの表れにほかなりません。

チーム安倍はそのスタート直後から主要メンバーのスキヤンダルにまみれました。去年十二月十一日に週刊誌が報じた本間政府税制調査会長のスキヤンダル、事務所経費疑惑の佐田行政改革担当大臣と松岡農水大臣、いわゆる舌禍事件の間防衛庁長官と女性秘書の機嫌悪言の柳澤厚生労働大臣など、政権末期を思わせるようなスキヤンダルが続き、安倍総理の任命責任者としての見識のなさ及び統率力の欠如が浮き彫りになりました。二番目はモラルの欠如です。

今度の国会では、政治と金の問題をめぐって、政治資金の集め方、入りの問題ではなく、その使い方、出の問題が焦点となりました。

具体的には、政治資金報告書の事務所経費の問題です。安倍内閣では、この問題で、今年に入って松岡農水大臣が何とか還元水の使用も含め毎年五百万円を超える光熱水費を計上したことが発覚しました。しかも、松岡大臣が国会で、その内訳を説明することは法律に規定されていないとして説明を拒否したことから大問題に発展しましたが、正に政治家としての道徳以前のモラルが問われる場面でしたが、安倍総理は松岡大臣をかばい続けました。

また、安倍総理は、この問題に対する世論の逆風を避けようと、政治資金規正法の改正に取り掛かりましたが、政治団体の事務所経費は、政治資金管理団体に限り五万円以上の支出について領収書の添付を義務付けるというものです。しかし、領収書の添付は五万円以上というのは規制の目が粗過ぎる上、政治資金管理団体以外の一般の政治団体についてはその義務もなく、新しいざる法を一つ作るにすぎません。

この問題は、結局松岡大臣が自ら命を絶つという悲劇で表面的には幕が下りましたが、安倍総理が党利党略を優先し、政治家の基本的なモラルをも踏みにじったという事実は、我が国憲政上の大変大きな汚点として残っています。

次に、あいまいな外交戦略です。

アメリカがイギリスや日本の強い支持の下、開始したイラク戦争は、フセイン政権を倒し、新政府を誕生させたにもかかわらず、いまだ治安は安定せず、イラクは事実上の内戦状態に突入しています。

イラク戦争の大義は、元々、フセイン大統領が大量破壊兵器を保持し、使用しようとしているというものでしたが、占領後の調査でこれが全くの虚構でたまたま判明したことが判明し、ブッシュ大統領は内外の強い批判にさらされ、また、イギリスのブレア首相は退任に追い込まれています。

ところが、小泉政権で幹事長や官房長官などの要職にあり、イラク戦争への協力でもリーダーシップを取った安倍総理は、真実を真正面から受け止めたはずなのに、今なおあの戦争は正しい戦争だったと強硬に主張し続けています。その上で、イラクに駐留してきた各国の軍隊が今や次々と撤退を始めています。航空自衛隊の派遣を二年間も延長するためのイラク支援法改正案を強行採決によつて成立させました。国際感覚を疑うやり方と言わざるを得ません。

次に、憲法についてです。

今年は憲法施行から六十周年。占領下で押し付けられたなど、その制定の経緯について議論はあるものの、主権在民を初めて打ち出し、平和主義

を掲げる等、この憲法が戦後の日本の発展に大きく寄与してきたことは疑いのないところですが、しかし、憲法も人間でいえば還暦を迎え、各方面で憲法改正の議論が活発になっていくこともまた事実です。民主党としても、憲法改正の議論をすることにやぶさかではなく、現在、活発な議論が続いています。また、憲法改正のための国民投票法がこれまで制定されていなかったことは我が国の法体系上から見て欠陥とも言え、民主党としても、その実現を目指して平成十七年の国会から与野党間で議論を積み上げてきたところです。

しかし、安倍総理が今年に入つて突然、憲法改正を夏の参議院選挙の争点とすると表明したことによつて、こうした与野党の協調関係は崩壊しました。国民投票法の成立が自民党による憲法改正の準備手段として正に政争の具として位置付けられたからです。安倍総理が国民の意思を尊重した憲法改正を目指しているとは到底思えない。単に政権浮揚のためのアドバルーンにしているにすぎないと疑わざるを得ません。民主党としても余りにも拙速過ぎると慎重審議を要求し、当初与野側が目標としていた五月三日の成立は阻止しましたが、その後も与野は数の力で押し切り、五月十一日に委員会採決を行ったのに続いて、五月十四日に本会議採決を行い、法律を強引に成立させました。その上、民主党などの主張に基づき最低投票率制度の検討など十八項目の附帯決議が付けられたことは、いかに法案の内容が拙速で不十分だったかを物語っています。

憲法改正をめぐって安倍総理の暴走ぶりを典型的に示すのが四月二十五日に設置された集団的自衛権の行使について審議するための有識者会議です。集団的自衛権とは、簡単に言えば日本以外の地域で武力攻撃を受けたアメリカ力軍を、攻撃を受けていない自衛隊が武力で守る権利のことです。日本の場合、憲法九条があるためこの権利を行使することは許されないとというのが戦後の歴代内閣の一貫した憲法解釈でした。安倍総理は、政府の法の番人である内閣法制局が憲法解釈の変更に慎重な態度を取ることを見越して、解釈の変更に積極的なメンバーが多い有識者会議の答申を利用して力で抑え込んでしまおうという作戦のようですが、これは余りにもこそこくであると言わざるを得ません。このように考えると、安倍総理のやっていることは明らかに拙速、囲碁や将棋で言う無理筋であると言えます。

次に、教育制度の問題です。

去年の暮れから今年にかけて、いじめ自殺の連鎖や未履修問題など教育の根幹にかかわる問題が次々に起こり、今も学校現場がひどく痛んでいることを改めて私たちは思い知らされました。ところが、こうした中、安倍内閣はこれらの具体的な問題の解決を置き去りにしたまま、昨年の暮れ、しやにむに教育の憲法と言われる教育基本法の改正に邁進し、強引に成立させました。しかも、全く不完全なものでした。

さらに、この後、今年に入つて安倍政権は改正教育基本法を具体化する教育関連三法の改正に取り組み、改正案をこれまた無理やり成立をさせました。国家百年の計と言われる教育についての大事な法律を参議院選挙への実績づくりという党利党略に基づくこのようなずさんな審議によつて成立させたことは、将来への大きな禍根を残すものと言わざるを得ません。

六番目に、天下りの実質上の解禁です。

今回の天下り法案、結局、新人材バンクは、これまで省庁が個別に部内でやってきたことを一つ一つの場所に集め、大つばらに行うだけのことです。これを新天下りバンクと呼ぶに何と呼べばよいのでしょうか。

また、消えた年金問題。戦後レジェームからの脱却とか美しい国とか、あいまいなことだけを格好付けて言っているだけで、国民の生活を顧みない安倍政権の本質が正に明らかになったのが消えた年金問題です。

今年の二月以来、民主党の追及にもかかわらず、宙に浮いた年金記録が五千万件にも上ることを政府は隠し続けてきました。そして、五月に

入つて民主党から抜き差しならぬデータを突き付けられて初めて事実を認めたものの、まだ、いたずらに不安をあおつてはいけななどといまいな発言を続けてきました。しかも、その後打ち出された対策はいずれも既に我々が示してきた対策を食ひ逃げるに取入れた不完全なものばかりでした。重要なことは、初めから私たちが主張しているように、データをなくした、あるいは由に浮かせた責任が国にある以上、被害者に受給資格があるかどうかを立証する責任は国にあるということです。こんな単純なことをなぜ認めることができるのでしょか。

安倍総理は、参議院選挙をやり過せば何とかなると考へて、取りあはず目くらましのような対策を立て続けて打ち出していますが、この問題は、そのような一時的なものではありません。歴代の自民党内閣が国民の生活をないがしろにしてきたツケが正に回つてきているのです。

最後に、民主党は、痛みと不安の中で生活している国民の声をきき耳を澄まし、その負託にこたへるため、必ずや参議院選挙に勝利し……

○議長(扇千景君) まとめてください。

○千葉景子君(統) 国民の生活が第一を理念とした政治を実現することをここに宣言いたします。以上をもちまして、安倍総理大臣の問責決議案に賛成する討論とさせていただきます。(拍手)

○議長(扇千景君) これにて討論は結局いたしました。

○議長(扇千景君) これより本決議案の採決をいたします。

足立信也君外八十二名より、表決は記名投票をもつて行われたとの要求が提出されております。

現在の出席議員の五分の一以上に達しているものと認めます。

よつて、表決は記名投票をもつて行います。本決議案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(扇千景君) 投票漏れはございませんか。投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○議長(扇千景君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

白色票

青色票

二百六票  
九十四票  
百十二票

よつて、本決議案は否決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) これにて休憩いたします。

午後五時五十九分休憩

午後十時五十一分開議

○議長(扇千景君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第四 日本年金機構法案

日程第五 国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

日程第六 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律案(衆議院提出)

以上三案を一括して議題といたします。

○議長(扇千景君) これより厚生労働委員長の報告を求めるのでありますが、津田弥太郎君外十名から、委員会審査省略要求書を付して、厚生労働委員長鶴保康介君解任決議案が提出されておりますので、まず、本決議案についてお諮りいたします。

厚生労働委員長鶴保康介君解任決議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加してこれを議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(扇千景君) 御異議ないと認めます。

よつて、本決議案を議題といたします。

まず、発議者の趣旨説明を求めます。柳澤光美君。

〔議案は本号末尾に掲載〕

〔柳澤光美君登壇、拍手〕

○柳澤光美君 民主党・新緑風会の柳澤光美でございます。

私は、提出会派を代表して、ただいま議題となりました厚生労働委員長鶴保康介君解任決議案の提案理由を説明させていただきます。

まず、決議案の案文を朗読します。

本院は、厚生労働委員長鶴保康介君を委員長の職より解任する。

右決議する。

以下、提案の趣旨を説明いたします。

厚生労働委員長鶴保康介君は、多くの国民が不安を感じている消えた年金問題を審議する社会保険庁改革関連法案の審議過程で、理事会開催の動議を無視し、理事会の合意のないままに強行採決を行いました。これは、審議の過程で明らかにした多くの年金問題を覆い隠すための強行採決と言わざるを得ません。選挙を前に議論を続けることは不利と見た政府・与党に大きく肩入れしていることは明らかであり、看過し難い問題であります。

この法案は、衆議院において強行採決されたため、国民は参議院において、慎重かつ深い議論を期待してまいりました。しかし、厚生労働委員長鶴保康介君は、国民の期待を裏切り、公正公平な議事運営を怠り、政府・与党に懐柔され、国権の最高機関の委員長としての職責を放棄し、議会政治をおとしめる強行採決を行いました。

厚生労働委員会においては、いまだ審議不十分な点が数多く残されています。以下、順に説明いたします。

まず、消えた年金問題であります。

年金の記録漏れ五千九十五万件が民主党の長妻衆議院議員の質問で明らかになって以降、厚生年金記録千四百三十万件、共済年金記録百八十七万件、船員保険三十六万件の未統合など、次々と新事実が明らかになりました。

厚生労働委員会における審議では、社会保険庁のうみを出すのに審議時間が取られ、まだまだ法案の核心部分の議論が行われていません。安倍総理は、我々が追及するたびに消えていまいという答弁を繰り返しています。しかし、被害者の立場に立てば、実際に給付されるはずの年金が受給できていないのですから、正に消えた年金ではありませんか。

また、社会保険庁のミスによって受給額が少なく、生活に困窮されている方、そして、納付年数が給付対象の二十五年に届かず、無年金のまま亡くなられた方もおられるでしょう。政府の姿勢がこのまま変わらなければ、国民の目線に立った年金改革など到底不可能であります。

次に、消えた五千九十五万件の突合作業であります。

安倍総理は、五月三十日の小沢代表との党首討論で、一年以内で五千万件の突合作業を行うと国民に約束しました。ところが、同日の衆議院厚生労働委員会で柳澤大臣は、年金受給者二千八百八

十万人の突合から始めると表現を変化させまし

ます。

この法案は、衆議院において強行採決されたため、国民は参議院において、慎重かつ深い議論を期待してまいりました。しかし、厚生労働委員長鶴保康介君は、国民の期待を裏切り、公正公平な議事運営を怠り、政府・与党に懐柔され、国権の最高機関の委員長としての職責を放棄し、議会政治をおとしめる強行採決を行いました。

厚生労働委員会においては、いまだ審議不十分な点が数多く残されています。以下、順に説明いたします。

まず、消えた年金問題であります。

年金の記録漏れ五千九十五万件が民主党の長妻衆議院議員の質問で明らかになって以降、厚生年金記録千四百三十万件、共済年金記録百八十七万件、船員保険三十六万件の未統合など、次々と新事実が明らかになりました。

厚生労働委員会における審議では、社会保険庁のうみを出すのに審議時間が取られ、まだまだ法案の核心部分の議論が行われていません。安倍総理は、我々が追及するたびに消えていまいという答弁を繰り返しています。しかし、被害者の立場に立てば、実際に給付されるはずの年金が受給できていないのですから、正に消えた年金ではありませんか。

また、社会保険庁のミスによって受給額が少なく、生活に困窮されている方、そして、納付年数が給付対象の二十五年に届かず、無年金のまま亡くなられた方もおられるでしょう。政府の姿勢がこのまま変わらなければ、国民の目線に立った年金改革など到底不可能であります。

次に、消えた五千九十五万件の突合作業であります。

安倍総理は、五月三十日の小沢代表との党首討論で、一年以内で五千万件の突合作業を行うと国民に約束しました。ところが、同日の衆議院厚生労働委員会で柳澤大臣は、年金受給者二千八百八

十万人の突合から始めると表現を変化させまし

ます。

この法案は、衆議院において強行採決されたため、国民は参議院において、慎重かつ深い議論を期待してまいりました。しかし、厚生労働委員長鶴保康介君は、国民の期待を裏切り、公正公平な議事運営を怠り、政府・与党に懐柔され、国権の最高機関の委員長としての職責を放棄し、議会政治をおとしめる強行採決を行いました。

厚生労働委員会においては、いまだ審議不十分な点が数多く残されています。以下、順に説明いたします。

まず、消えた年金問題であります。

年金の記録漏れ五千九十五万件が民主党の長妻衆議院議員の質問で明らかになって以降、厚生年金記録千四百三十万件、共済年金記録百八十七万件、船員保険三十六万件の未統合など、次々と新事実が明らかになりました。

厚生労働委員会における審議では、社会保険庁のうみを出すのに審議時間が取られ、まだまだ法案の核心部分の議論が行われていません。安倍総理は、我々が追及するたびに消えていまいという答弁を繰り返しています。しかし、被害者の立場に立てば、実際に給付されるはずの年金が受給できていないのですから、正に消えた年金ではありませんか。

また、社会保険庁のミスによって受給額が少なく、生活に困窮されている方、そして、納付年数が給付対象の二十五年に届かず、無年金のまま亡くなられた方もおられるでしょう。政府の姿勢がこのまま変わらなければ、国民の目線に立った年金改革など到底不可能であります。

次に、消えた五千九十五万件の突合作業であります。

安倍総理は、五月三十日の小沢代表との党首討論で、一年以内で五千万件の突合作業を行うと国民に約束しました。ところが、同日の衆議院厚生労働委員会で柳澤大臣は、年金受給者二千八百八

十万人の突合から始めると表現を変化させまし

た。本当に一年以内でできるのか、疑問を持たざるを得ません。

さらに、政府は、自分で社会保険庁に照会を求める申請主義を改めようとはしていません。裏を返せば、社会保険事務所へ照会を申請しなかった場合、この問題はそのまま放置されることとなります。安倍総理が一年後も総理である保証はどこにもありません。単に安倍総理は平然と国民に空手形を切っているだけではありませんか。

次に、電話相談窓口についてです。

安倍総理は思い付きで年金相談窓口を開設しましたが、開設初日の二十四時間で問い合わせ件数は四十六万九千件に上り、そのうち対応できたのは一万六千件にすぎず、問い合わせ全体のわずか四％というお粗末極まりない対応でした。これでは、国民の不安を解消するどころか、むしろ国民の不安を増大させているだけです。

また、サンプル調査問題では、民主党が厚生労働省に再三再四サンプル調査の公表を求めてきました。決してありませんが、柳澤厚生労働大臣が国会への提出を約束したものの、その調査報告書の内容が前日の夕刊に掲載されてしまいました。これは厚生労働省の国会軽視であり、厳しく糾弾しなければなりません。

調査内容は、社会保険庁が手書き台帳から三千九十件を抽出しコンピューター記録と突合するサンプル調査で、当初、入力ミスは四件と委員会に報告されました。余りにも少な過ぎるのではないかと民主党の山井衆議院議員からの指摘を受け、原本の提出に至ったものであります。この原本には、手書き台帳とコンピューター記録が一致しないものが何と百九十三件もありました。厚生労働省の隠ぺい体質そのものであります。

次に、責任の所在についてであります。

安倍総理は、社会保険庁の体質が親方日の丸だから改革が必要だとしきりに答弁しています。部下の叱責をするだけでなく、総理御自身がいつ責任を取られるのか、明らかにしていただきたい。

民間企業でいえば、即社長交代です。それが、責任を取るどころか、行政の最高責任者である総理大臣が民主党の代表代行にまで責任転嫁を図ろうとしたことには、開いた口がふさがりません。

また、社会保険庁を特殊法人化することで責任を取ったことにはなりません。今回の法案は単なる看板の掛け替えにすぎません。立法府である国会の監視がこれまでのように行き届かなくなることも大きな問題です。現在は、社会保険庁長官を政府参考人として委員会に招致できますが、日本年金機構に移行すれば、機構の理事長は政府参考人ではなく単なる参考人になってしまいます。つまり、参考人には委員会等への出席義務はなく、出席を拒めば、我々国会議員は追及ができなくなってしまうのです。日本年金機構法案は、立法府の監視を弱め、政府の不都合を隠す意図があるのではと勘ぐりたくなります。

また、柳澤厚生労働大臣は答弁で、日本年金機構が発足した場合、厚生労働省の年金局に管理監視室を設置する必要があると発言しました。政府が日本年金機構に対する統治能力を確保しようというのでしょうか、それなら元々特殊法人にすべきではありません。この大臣の発言は、正にこの法案の不備を大臣御自身が認めたことにほかなりません。

次に、被害者救済法案にも問題があります。民主党は、社会保険庁の手續に瑕疵があり、国民に何ら瑕疵がないのだから、時効そのものがあり得ないことだと主張してきました。与党の提出の被害者救済法案は、加害者である政府・与党が被害者である国民を救済するという姿勢そのものが誤りであり、その名前が既に国民を愚弄しているといふ言いがありません。

この法案は、衆議院でわずか四時間の審議で強行採決されました。政府の不手際のにらぬぐいをするために与党が急遽議員立法の措置をとったものであり、本来、政府は内閣提出法案として出し直すべきです。

また、安倍総理は、第三者委員会をつくり、そこで領収書以外の証明も認めると答弁しています。が、領収書以外で認められたケースは今まで一件しかなく、ほとんどの被害者が門前払いされているのが実情です。そもそも、第三者委員会の委員がどのような法的根拠で選出されるのかも明確ではありません。政府は、総務省設置法で法的に問題ないとしています。が、やはり新たな立法措置が必要だと考えます。

る述べてまいりましたが、厚生労働委員会の審議によって社会保険庁のこれまでの怠慢と不誠実な国会対応は明らかになりましたが、消えた年金問題の実態解明と被害者救済の議論は、まだ途に就いたばかりです。しかし、それにもかかわらず、厚生労働委員長鶴保庸介君は、強引に質疑を終局させ、強行採決に踏み切ったのであります。このような運営は、公正中立な議事運営の原則に反し、議会制民主主義への挑戦だと言わざるを得ません。国権の最高機関である立法府の委員長でありながら、その職責を全うせず、行政府の圧力に屈した結果であります。鶴保庸介君は、厚生労働委員長としての資格はありません。

これが、本解任決議案を提出する理由であります。何とぞ、本決議案に対し、良識の府である議員各位の御賛同が得られますようお願い申し上げます。私の提案理由の説明を終わります。(拍手)

○議長(岡千景君) 本決議案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。浮島とも子君。

〔浮島とも子君登壇、拍手〕  
○浮島とも子君 公明党の浮島とも子です。討論に先立ちまして、昨日お亡くなりになられました宮澤元総理に、心よりお悔やみを申し上げます。

私は、自由民主党、公明党を代表して、ただいま議題となりました鶴保庸介厚生労働委員長の解任決議案は、論旨不明確であり全く理解に苦しむものと考え、断固反対の討論を行うものであります。

三年前、年金制度改革が行われ、その過程で発覚した社会保険庁の様々な不祥事、そして、それを生み出した体質を変革すべく国会に社会保険庁改革関連法案が提出されました。新たに年金記録問題が発覚し、社会保険庁の体質が問題となっていた今、このような問題を生み出す社会保険庁の解体、改革は、再発防止のため、待ったなしの状況にあります。そして、年金記録問題を受け、会計法に規定された時効を撤廃し、正しい年金額を速やかに全額お支払いするための年金時効撤廃特例法案が提出されました。この社会保険庁改革関連三法案により、国民の不安を一掃し、年金記録問題の解決、そして再発防止への道筋を付けることができるかと私も与党は確信いたしました。

そもそも、年金の問題に関して与党も野党もありません。すべて国民のために何がベストか、国民の不安をおさることではなく、議論をすることが重要であります。その場が厚生労働委員会にほかなりません。今日まで、鶴保委員長の公正中立な委員会運営によって衆議院を上回る十分な審議が行われたにもかかわらず、このような理不尽な委員長解任決議案が提出されたことは、全く不当、不見識であり、言語道断であります。

鶴保委員長は、平成十年の参議院選挙での当選以来、幅広い分野に関心を持たれ、広く国民の目線に立つた議員活動に励んでこられました。長幼の序を重んじられ、礼儀正しいそのお人柄は、与野党を問わず信頼されてきたことは改めて言うまでもありません。厚生労働委員長に就任以来、委員長としての職に誠心誠意務められ、公正中立、良識の府参議院らしい委員会運営に努めてこられました。委員長としては非の打ちどころのない人物であり、六月五日以降の社会保険庁改革関連三法案の審議においても、国民の注視の中、そ

の声を幅広く聴取することで、より良く充実した審議にする努力を絶え間なくされてこられました。その御苦労と国民の方向を向いた姿勢に心から敬意を表したいと思います。特に、野党に配慮した運営を心掛けてこられたのは、私が改めて言うまでもなく、むしろ野党の皆様の方がよくお分かりのことと思います。

参議院の委員会での審議時間は四十八時間余りに達し、衆議院の約三十九時間を大幅に超える審議を行いました。委員会の質疑に加えて、与野党合意の下、参考人意見聴取を二回、視察を一回行いました。また、テレビ中継により、国民の皆様が審議状況を公開するなど、鶴保委員長は国民の目線に立った委員会運営により、充実した審議が展開されてまいりました。

以上のように、丁寧に時間を掛けて慎重審議を行った上で、会期末が迫る中、昨日、委員長は法案採決について委員会に諮りました。野党側は採決を拒否し、委員長を取り囲み、妨害いたしました。議長は民主主義に於ける多数決ルールに基づき委員長が法案の採決に踏み切られたのは、委員長としての職責を全うされた全く非のない適切な判断であると考えます。

社会保険庁改革関連法案、年金時効撤廃特例法案の成立は、国民の多くが強く望むものであり、それによって一刻も早く年金記録問題を解決し、再発防止に道筋を付けなければなりません。

今後とも、安倍総理のリーダーシップの下、政府、与党一体となって、国民の不安を解消すべく、年金記録問題の解決、社会保険庁改革実現に邁進する決意であります。鶴保委員長には、引き続き高い識見と豊富な経験を生かしていただき、公正中立な委員長としての指導力を遺憾なく発揮し、諸問題の解決に取り組んでいただかなければなりません。

以上、委員長の解任決議案に強く反対の意見を表明し、私の反対討論といたします。(拍手)  
○議長(岡千景君) 島田智哉子君。

〔島田智哉子君登壇、拍手〕

○島田智哉子君 民主党・新緑風会の島田智哉子でございます。冒頭、昨日お亡くなりになられました宮澤元総理の御冥福をお祈り申し上げます。

私は、民主党・新緑風会を代表して、厚生労働委員長鶴保庸介君の解任決議案について賛成の討論を行います。

社会保険庁のあのうそつきには本当にもうほとほと、怒りだけです。私たちが払ったのにデータがないって、もうこんなばかなことはないです。国を信じて払いましたのでデータを戻してください。鶴保委員長、よもやお忘れではございません。よね、六月八日、厚生労働委員会に参考人としてお越しいただきました。消えた年金の被害者の方の悲痛な訴えを。今の言葉だけではございませ

ん。この際きつと年金をしないと、国民は年金に対しての不信感がますます募って、若い人たちは年金というものに関心を持たなくなるのではないかと、それが一番心配です。自ら国を信じ、しかし裏切られ、悲しく切ない、途方に暮れている被害者が、それでもなお最後には年金制度や若い人々への思いやりの言葉を残していただきたい、あの参考人の姿、鶴保委員長はどのように受け止めたのでしょうか。

こうした被害者の苦しみを中心に染み込ませ、一刻も早く安心して信頼していただけるように年金記録の問題の全容の解明、被害者の補償策に心血を注ぐことが私たちが国会議員の使命ではないのでしょうか。こうした多くの国民を苦しめている現状の解決策もいまだ明らかにされていないにもかかわらず、採決が強行されたことに憤りを感じざるを得ません。

消えた年金問題は、年金の記録漏れ五千九十五万件が発覚して以降、次々と新しい問題が明らかになる未曾有の大混乱を招きました。さらに、厚生年金の記録が千四百三十万件、船員保険記録が三十六万件、共済年金が百八十七万件的統合漏れ

が明らかになり、国民は数字の感覚に麻痺してしまふほど膨大な数です。法案の審議を行おうにも、委員会審議のたびに新たな問題が次々と浮かび上がり、法案そのものの審議にまで及びませんでした。

そもそも、政府がこの法案を提出した時点で、消えた年金という問題は明らかになっていませんでした。消えた年金問題がこれほど国民に不安を与えている状況を見ましても、いったん法案を取り下げ、まず被害者がどれほどあるのかを明らかにすることが政府にとって必要であり、委員長としても問題の重要性をもっと認識する必要があるのではないのでしょうか。

さらに、サンプル調査の問題では、民主党が厚生労働省に再三再四サンプル調査の公表を求め、柳澤厚生労働大臣が提出を約束したものの、調査報告書の内容が前日の夕刊に掲載されてしまいました。これは厚生労働省の国会軽視であり、断固として許し難き行爲です。また、前日に調査報告書が作成されているにもかかわらず、当日の朝まで報告書を提出しなかったことは、野党の厳しい追及をかわすために明々白々であり、実態の全容解明をしようとする気概が全く感じられません。

さらに、調査内容は、社会保険庁が手書き台帳から三千九百十件を抽出し、コンピュータ記録と突合するサンプル調査で、当初、入力ミスは四件と委員会に報告しましたが、余りにも少な過ぎるのではないかと、民主党の指摘を受け、原本の提出に至り、当初の数が次第に拡大する始末でした。

また、昨日の委員会では我が党の足立理事より、全国五十五か所の年金相談センターについて、例えば明日、あさつての土曜、日曜に開かれるのはわずかに一か所しかないことの指摘がありました。それに対して社会保険庁は、ほかのビルを借りているので土、日は開けない、社会保険事務所

が開いているからなどと相変わらずの言い訳を繰り返しておりましたが、国民は今相談をしたいんです。不安を払拭したいんです。これだけ国民が不安を強く持つ中で、社会保険庁はその実態すら把握していなかったではありませんか。本当に心から国民の不安を払拭しようとする気があるのでしょうか。

鶴保委員長は、昨日、十分な審議を行ったと認めますとおっしゃいました。しかし、私も、再三にわたり具体的な課題を示し、徹底審議を求めてまいりました。

一つには、総務省に設置される年金記録問題検証委員会、そして年金記録確認第三者委員会、この大変重要な役割を担うそれぞれの委員会について社会保険庁、総務省の考えをたずねたための総務委員会との連合審査、また、これだけ国民の関心の高い重要広範議案でありながら、地方公聴会は一度も開催されることはありませんでした。

さらには、台帳が保管されているとされる民間の倉庫、私は月曜日に、火曜日には津田理事、小池委員、福島委員が現地へ視察に参りましたが、与党議員が参加していないことを理由に社会保険庁より拒否をされ、実現しませんでした。国民の安心につながるかもしれないその台帳の保管状況、この視察を何としても実現しなければならぬ、そのことを強く求めてまいりました。しかし、それをすべてないがしろにし、それでも本場に十分な審議が行われたと思われたのでしょうか。審議のたびに、各委員の質問に対して繰り返されるごまかし、ごまかしの厚生労働省、社会保険庁の答弁をどのようにお聞きになられていたのでしょうか。

私も国会議員になりました三年近くが経過いたしました。これほどまでにその説明を繰り返して、誠意のかけらも感じられない委員会審議は初めての経験です。このような中で、法案審議を途中で打ち切った鶴保厚生労働委員長の責任は重大

であり、採決を強行したことは公平公正な立場にある委員長としてあるまじき行為であると言わざるを得ません。

私ども民主党は、冒頭に申し上げたあの参考人の言葉を忘れることなく、消えた年金問題の全容の解明と被害者の補償に全力を尽くし、国民が安心をし、信頼をいただける年金制度の確立に向けて全力で取り組む決意であることを申し上げ、私の賛成の討論といたします。(拍手)

○議長(属千景君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(属千景君) これより本決議案の採決をいたします。

足立信也君外八十三名より、表決は記名投票をもつて行われたいとの要求が提出されており、

現在の出席議員の五分の一以上に達しているものと認めます。

よって、表決は記名投票をもつて行います。本決議案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(属千景君) 投票漏れはございませんか。――投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○議長(属千景君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の開鎖を命じます。

〔議場開鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長(属千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百十八票

白色票 九十六票

青色票 百二十二票

よって、本決議案は否決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(属千景君) 本日はこれにて延会することとし、次会は明三十日午前零時十分より開会いたします。

これにて延会いたします。

午後十一時三十八分延会

出席者は左のとおり。

議長 属千景君  
副議長 今泉昭君

議員  
近藤 正道君 浜田 昌良君  
鰐淵 洋子君 又市 征治君  
谷合 正明君 澤 雄二君  
小泉 昭男君 大田 昌秀君  
遠山 清彦君 浮島とも子君  
山本 香苗君 小池 正勝君  
山本 貞雄君 渡辺 孝男君  
山本 保君 高野 博師君  
世耕 弘成君 鶴保 庸介君  
福島みずほ君 加藤 修一君  
西田 実仁君 松 あきら君  
弘友 和夫君 山内 俊夫君  
中川 義雄君 荒木 清寛君  
山口那津男君 魚住裕一郎君  
風間 昶君 林 芳正君  
浅野 勝人君 武見 敬三君  
国井 正幸君 浜四津敏子君  
山下 栄一君 白浜 一良君  
草川 昭三君 木庭健太郎君

吉村剛太郎君 山崎 正昭君 中島 啓雄君 山本 一太君  
溝手 顕正君 若林 正俊君 山下 英利君 大野つや子君  
田村耕太郎君 北川イツセイ君 三浦 一水君 保坂 三蔵君  
河合 常則君 関口 昌一君 矢野 哲朗君 脇 雅史君  
椎名 一保君 坂本由紀子君 太田 豊秋君 加納 時男君  
末松 信介君 中川 雅治君 谷川 秀善君 中島 真人君  
二之湯 智君 野村 哲郎君 中原 爽君 橋本 聖子君  
川口 順子君 萩原 健司君 青木 幹雄君 陣内 孝雄君  
岡田 直樹君 秋元 司君 山本 順三君 山東 昭子君  
山谷えり子君 山本 順三君 加治屋義人君 櫻井 新君  
有村 治子君 小泉 平敏文君 小齊平敏文君 島尻安伊子君  
小泉 顕雄君 岡田 広君 富岡由紀夫君 藤末 健三君  
岸 宏一君 山崎 力君 鈴木 陽悦君 松本 祐司君  
常田 享詳君 田村 公平君 足立 信也君 藤本 祐司君  
田浦 直君 岩城 光英君 白 眞敷君 下田 敦子君  
佐藤 昭郎君 阿部 正俊君 喜納 昌吉君 柳澤 光美君  
岩永 浩美君 泉 信也君 金田 勝年君 主濱 了君  
魚住 汎英君 岩井 國臣君 北岡 秀二君 芝 博一君 池口 修次君  
北岡 秀二君 市川 一朗君 佐藤 泰三君 平野 達男君 森 ゆうこ君  
佐藤 泰三君 田中 直紀君 小野 清子君 松井 孝治君 大塚 耕平君  
小野 清子君 松田 岩夫君 片山虎之助君 水落 敏栄君 加藤 敏幸君 増子 輝彦君  
松田 岩夫君 松山 政司君 長谷川憲正君 神取 忍君 田名部匡省君 西岡 武夫君  
松村 祥史君 福本 潤一君 吉田 博美君 外添 要一君 愛知 治郎君 小林 温君 伊達 忠一君 廣田 一君  
小泉 幸男君 野上浩太郎君 木村 仁君 西銘順志郎君 西島 英利君 福島啓史郎君 森元 恒雄君 岸 信夫君 渡辺 秀央君 角田 義一君 蓮 舫君 島田智哉子君 前川 清成君 松岡 徹君 津田弥太郎君

|        |        |        |                        |                        |
|--------|--------|--------|------------------------|------------------------|
| 犬塚 直史君 | 水岡 俊一君 | 法務委員   | 環境委員                   | 電子記録債権法案               |
| 仁比 聡平君 | 鈴木 寛君  | 辞任     | 辞任                     | 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑  |
| 岩本 司君  | 榎葉賀津也君 | 木村 仁君  | 高野 博師君                 | 事訴訟法等の一部を改正する法律案       |
| 黒岩 宇洋君 | 大門実紀史君 | 岸 信夫君  | 国家基本政策委員               | イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保  |
| 井上 哲士君 | 羽田雄一郎君 | 小泉 顯雄君 | 辞任                     | 支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改  |
| 高橋 千秋君 | 谷 博之君  | 白浜 一良君 | 武見 敏三君                 | 正する法律案                 |
| 藤原 正司君 | 神本美恵子君 | 仁比 聡平君 | 決算委員                   | 学校教育法等の一部を改正する法律案      |
| 山根 隆治君 | 緒方 靖夫君 | 吉川 春子君 | 辞任                     | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一  |
| 小池 晃君  | 内藤 正光君 | 仁比 聡平君 | 若林 正俊君                 | 部を改正する法律案              |
| 佐藤 道夫君 | 朝日 俊弘君 | 補欠     | 補欠                     | 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を  |
| 平田 健二君 | 家西 悟君  | 川口 順子君 | 岸 信夫君                  | 改正する法律案                |
| 小川 勝也君 | 吉川 春子君 | 高野 博師君 | 補欠                     | 同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議 |
| 市田 忠義君 | 小川 敏夫君 | 補欠     | 補欠                     | 院に通知した。                |
| 興石 東君  | 築瀬 進君  | 中川 雅治君 | 岩永 浩美君                 | エコトリズム推進法案             |
| 伊藤 基隆君 | 千葉 景子君 | 尾立 源幸君 | 大仁田 厚君                 | 同日次の質問主意書を内閣に転送した。     |
| 岡崎トミ子君 | 大石 正光君 | 補欠     | 小斉平敏文君                 | 京都議定書の目標達成に向けた政府の認識等に  |
| 前田 武志君 | 佐藤 泰介君 | 小泉 顯雄君 | 福本 潤一君                 | 関する質問主意書(福島みずほ君提出(第四八  |
| 柳田 稔君  | 安倍 晋三君 | 山本 香苗君 | 小泉 昭男君                 | 号)                     |
|        | 菅 義偉君  | 山本 保君  | 西島 英利君                 | 同日本院は、公正取引委員会委員長に竹島一彦君 |
|        | 麻生 太郎君 | 山本 保君  | 小泉 眞鍋君                 | を、同委員に神垣清水君を任命することに同意し |
|        | 柳澤 伯夫君 | 山本 孝史君 | 小泉 眞雄君                 | た旨内閣に通知した。             |
|        | 冬柴 鐵三君 | 鰐淵 洋子君 | 補欠                     | 同日本院は、証券取引等監視委員会委員長に佐渡 |
|        |        |        | 坂本由紀子君                 | 賢一君を、同委員に福田眞也君及び熊野祥三君を |
|        |        |        | 武見 敬三君                 | 任命することに同意した旨内閣に通知した。   |
|        |        |        | 同日特別委員会において選任した委員長は次のと | 同日本院は、預金保険機構理事に田邊昌徳君、波 |
|        |        |        | おりである。                 | 多野睦夫君及び廣瀬權君を任命することに同意し |
|        |        |        | 災害対策特別委員会              | た旨内閣に通知した。             |
|        |        |        | 委員長 荒木 清寛君 (福本潤一君の補欠)  | 同日本院は、電気通信事業紛争処理委員会委員に |
|        |        |        | 同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付さ | 龍岡資晃君を任命することに同意した旨内閣に通 |
|        |        |        | れた。                    | 知した。                   |
|        |        |        | 宇宙基本法案(額賀福志郎君外十一名提出(衆  | 同日本院は、公害等調整委員会委員長に大内捷司 |
|        |        |        | 第五〇号)                  | 君を、同委員に堺宣道君及び小玉喜三郎君を任命 |
|        |        |        | 同日次の本院提出案を衆議院に送付した。    | することに同意した旨内閣に通知した。     |
|        |        |        | 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関  | 同日本院は、日本放送協会経営委員会委員に古森 |
|        |        |        | する法律の一部を改正する法律案        | 重隆君、飛田稔章君、岩崎芳史君、小丸成洋君、 |
|        |        |        | 同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決 | 小林英明君及び野間光輪子君を任命することに同 |
|        |        |        | した旨衆議院に通知した。           | 意した旨内閣に通知した。           |
|        |        |        | 公認会計士法等の一部を改正する法律案     |                        |

同日本院は、宇宙開発委員会委員に青江茂君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、労働保険審査会委員に畠中信夫君及び中嶋士元君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、中央社会保険医療協議会委員に小林麻理君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、社会保険審査会委員に粥川正敏君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、航空・鉄道事故調査委員会委員に松本陽君、豊岡昇君、中川聡子君、宮本昌幸君及び富井規雄君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日議長は、地方制度調査会委員に次の本院議員を推薦する旨内閣に通知した。

坂本由紀子君  
高嶋 良充君  
同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

公認会計士法等の一部を改正する法律  
電子記録債権法

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律

エコリズム推進法  
イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律

学校教育法等の一部を改正する法律  
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律

同日人事院総裁から、国家公務員法第二十四条の規定に基づく平成十八年度の人事院の業務状況報告書を受領した。

去る二十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員  
藤井 基之君  
補欠 二之湯 智君

財政金融委員  
関谷 勝嗣君  
補欠 岸 信夫君

厚生労働委員  
峰崎 直樹君  
補欠 辻 泰弘君

農林水産委員  
山本 孝史君  
補欠 福山 哲郎君

経済産業委員  
野村 哲郎君  
補欠 藤井 基之君

環境委員  
松村 祥史君  
補欠 関谷 勝嗣君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員  
福山 哲郎君  
補欠 山本 孝史君

同日議長から次の議案が提出された。

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金の支給に係る時効の特例等に関する法律案(浅尾慶一郎君外三名発議(参第一四号))

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

総合研究開発機構法を廃止する法律案

同日議員から次の質問主意書が提出された。

兵庫県加古川における河川管理者による車両制限柵等の締切措置による内水面漁業者の漁業権の侵害に関する再質問主意書(辻泰弘君提出)(第四九号)

年金問題についての政府答弁に関する質問主意書(藤末健三君提出(第五〇号))

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

総合研究開発機構法を廃止する法律  
去る二十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

財政金融委員  
辻 泰弘君  
補欠 峰崎 直樹君

厚生労働委員  
野村 哲郎君  
補欠 藤井 基之君

農林水産委員  
松村 祥史君  
補欠 関谷 勝嗣君

経済産業委員  
福山 哲郎君  
補欠 山本 孝史君

環境委員  
峰崎 直樹君  
補欠 辻 泰弘君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員  
福山 哲郎君  
補欠 山本 孝史君

同日議長から予備審査のため次の議案が送付された。

農林水産委員  
野村 哲郎君  
補欠 藤井 基之君

厚生労働委員  
清水嘉与子君  
補欠 岡田 直樹君

文教科学委員  
小泉 昭男君  
補欠 関谷 勝嗣君

外交防衛委員  
岡田 直樹君  
補欠 清水嘉与子君

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

公立の小中学校等における地震防災上改築又は補強を要する校舎等の整備の促進に関する臨時措置法案(藤村修君外二名提出(衆第五三三号))

同日議員から次の質問主意書が提出された。

中国の航空母艦建造計画と米国の対応に関する質問主意書(浅尾慶一郎君提出)(第五二号)  
新日本製鐵株式会社での思想差別的調査及び是正指導に関する質問主意書(仁比聡平君提出)(第五二号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。  
兵庫県加古川における河川管理者による車両制限柵等の締切措置による内水面漁業者の漁業権の侵害に関する再質問主意書(辻泰弘君提出)(第四九号)

年金問題についての政府答弁に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第五〇号)

去る二十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

神本美恵子君  
松井 孝治君

補欠

高嶋 良充君  
神本美恵子君

補欠

清水嘉与子君  
岡田 直樹君

補欠

関谷 勝嗣君  
小泉 昭男君

補欠

文教科学委員

辞任

武見 敬三君

補欠

厚生労働委員

辞任

岡田 直樹君  
神取 忍君  
小泉 昭男君  
野村 哲郎君

補欠

農林水産委員

辞任

藤井 基之君  
小川 敏夫君

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員福島みずほ君提出京都議定書の目標達成に向けた政府の認識等に関する質問に対する答弁書(第四八号)

同日議長は、五月三十一日のストウラ・ボズバルソン・アイスランド共和国国会議長就任に際し、同議長宛、祝電を発送した。

同日議長は、十九日のダンザンギン・ルンデージャンツァン・モンゴル国国家大会議長就任に際し、同議長宛、祝電を発送した。

一昨二十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

末松 信介君  
小川 敏夫君

補欠

工藤堅太郎君  
黒岩 宇洋君

補欠

高嶋 良充君  
亀井 郁夫君

補欠

神本美恵子君  
内藤 正光君

補欠

長谷川憲正君  
長谷川憲正君

補欠

外交防衛委員

辞任

小泉 昭男君  
関口 昌一君

補欠

財政金融委員

辞任

岸 信夫君  
中川 雅治君

補欠

文教科学委員

辞任

神取 忍君  
山本 保君

厚生労働委員

辞任

関谷 勝嗣君  
武見 敬三君

補欠

藤井 基之君  
下田 敦子君

補欠

農林水産委員

辞任

松井 孝治君

補欠

経済産業委員

辞任

松村 祥史君  
直嶋 正行君

補欠

国土交通委員

辞任

鈴木 政二君  
西銘順志郎君

補欠

環境委員

辞任

福山 哲郎君

補欠

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員

辞任

足立 信也君  
島田智哉子君

補欠

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員

辞任

岸 宏一君

補欠

田中 直紀君

補欠

工藤堅太郎君  
内藤 正光君

補欠

木庭健太郎君  
日本国憲法に関する調査特別委員

補欠

同日議長は、次の衆議院提出案を委員会に付託した。

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律案(衆第四六号)

国土交通委員会に付託

拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律の一部を改正する法律案(衆第四九号)

同日議長から次の質問主意書が提出された。

北見道路に関する質問主意書(紙智子君提出)(第五三三号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

中国の航空母艦建造計画と米国の対応に関する質問主意書(浅尾慶一郎君提出)(第五二号)

新日本製鐵株式会社での思想差別的調査及び是正指導に関する質問主意書(仁比聡平君提出)(第五二号)

昨二十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

佐藤 泰三君  
尾立 源幸君

補欠

総務委員

辞任

亀井 郁夫君

補欠

長谷川憲正君

補欠

長谷川憲正君



成十三年法律第二十六号第三十四条に規定する高齢者向け優良賃貸住宅

五 前各号に掲げるもののほか、地方公共団体が住宅確保要配慮者の居住の安定の確保を図ることを目的としてその整備に要する費用の一部を負担して整備の推進を図る賃貸住宅（当該負担を行うに当たり付した条件に基づきその入居者を公募することとされているものに限定。）

二 この法律において「民間賃貸住宅」とは、公的賃貸住宅以外の賃貸住宅をいう。  
（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を図るため、必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（基本方針）

第四条 国土交通大臣は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

二 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方向

二 住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進に関する基本的事項

三 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する基本的事項

四 その他住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する重要事項

三 基本方針は、住生活基本法第十五条第一項に規定する全国計画との調和が保たれたものでなければならない。

四 国土交通大臣は、基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

五 国土交通大臣は、基本方針を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

六 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（公的賃貸住宅の供給の促進）

第五条 国及び地方公共団体は、所得の状況、心身の状況、世帯構成その他の住宅確保要配慮者の住宅の確保について配慮を必要とする事情を勘案し、既存の公的賃貸住宅の有効活用を図りつつ、公的賃貸住宅の適切な供給の促進に関し必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

二 公的賃貸住宅の管理者は、公的賃貸住宅の入居者の選考に当たり、住宅確保要配慮者の居住の安定に配慮するよう努めなければならない。  
（民間賃貸住宅への円滑な入居の促進）

第六条 国及び地方公共団体は、住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅を円滑に賃借することができるようにするため、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人に対する支援その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

二 民間賃貸住宅を賃貸する事業を行う者は、国及び地方公共団体が講ずる住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進のための施策に協力するよう努めなければならない。  
（情報の提供等）

第七条 国及び地方公共団体は、住宅確保要配慮者が賃貸住宅に関しその事情に応じた適切な情報を効果的かつ効率的に入手することができるようにするため、賃貸住宅に関する情報の提供及び相談の実施に関し必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（住宅確保要配慮者の生活の安定及び向上に関する施策等との連携）

第八条 国及び地方公共団体は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律案

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律案

者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する施策を推進するに当たっては、住宅確保要配慮者の自立の支援に関する施策、住宅確保要配慮者の福祉に関する施策その他の住宅確保要配慮者の生活の安定及び向上に関する施策並びに良好な居住環境の形成に関する施策との連携を図るよう努めなければならない。

（地域住宅計画への記載）

第九条 地方公共団体は、基本方針に即して、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第七十九号。以下「地域住宅特別措置法」という。）第六条第一項に規定する地域住宅計画に、住宅確保要配慮者に係る公的賃貸住宅の整備及び管理に関する事項その他の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関し必要な事項を記載するよう努めなければならない。  
（居住支援協議会等）

第十条 地方公共団体、宅地建物取引業者、賃貸住宅を管理する事業を行う者、住宅確保要配慮者に対し居住に係る支援を行う団体その他住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者は、住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議するため、居住支援協議会を組織することができる。

二 前項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、居住支援協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

三 前二項に定めるもののほか、居住支援協議会の運営に関し必要な事項は、居住支援協議会が定める。

第十一条 前条第一項の規定により居住支援協議会が組織された地方公共団体の区域について地域住宅特別措置法第五条第一項の規定により地域住宅協議会が組織されている場合には、居住支援協議会及び地域住宅協議会は、住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、相互に連携を図るよう努めなければならない。

（地方公共団体への支援）

第十二条 国は、地方公共団体が講ずる住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

附 則  
この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書  
拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。  
よつて要領書を添えて報告する。  
平成十九年六月二十八日  
北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長 森 ゆうこ  
参議院議長 扇 千景殿

要領書  
一、委員会の決定の理由

本法律案は、拉致問題の解決その他北朝鮮当局による人権侵害状況の改善に資するため、政府がその施策を行うに当たって留意すべき事項について定めるとともに、外国政府及び国際連合、国際開発金融機関等の国際機関に対する政府の働きかけについて定めるものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用  
本法施行のため、別に費用を要しない。

拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。  
平成十九年六月十九日

参議院議長 河野 洋平  
衆議院議長 千景殿

拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律の一部を改正する法律案

拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律(平成十八年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第七条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

(施策における留意等)

第七条 政府は、その施策を行うに当たっては、拉致問題の解決その他北朝鮮当局による人権侵害状況の改善に資するものとなるよう、十分に留意するとともに、外国政府及び国際連合国際連合の人権理事会、安全保障理事会等を含む。国際開発金融機関等の国際機関に対する適切な働きかけを行わなければならない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

政治資金規正法の一部を改正する法律案  
右は多数をもって可決すべきものと議決した。  
よって要領書を添えて報告する。

平成十九年六月二十八日

政治倫理の確立及び選挙  
制度に関する特別委員長 谷川 秀善  
参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、資金管理団体の政治資金の使途

に關し国民の信頼を確保するため、人件費以外の経常経費の支出について収支報告書への明細の記載及び領収書の写しの添付を義務付けるとともに、不動産の取得等を制限しようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

政治資金規正法の一部を改正する法律案  
右の本院提出案をここに送付する。

平成十九年六月十四日  
参議院議長 河野 洋平  
衆議院議長 千景殿

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第十九条の二の次に次の一条を加える。

(資金管理団体による不動産の取得等の制限)  
第十九条の二の二 資金管理団体は、土地若しくは建物の所有権又は建物の所有を目的とする地上権若しくは土地の賃借権を取得し、又は保有してはならない。

第十九条の五の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(資金管理団体の報告書の記載等)」を付し、同条中「含む」の下に「次条において同じ」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第十九条の五の二 資金管理団体の会計責任者が政治団体の会計責任者として行う第十二条第一項及び第二項又は第十七条第一項及び第四項の規定による報告書及び領収書の写しの提出に係る第十二条第一項第二号の規定の適用については、同号中「経費以外の経費の支出」とあるのは、「経費以外の経費(第十九条第二項に規定する資金管理団体である間に行つた支出にあつては、人件費以外の経費)の支出」とする。

附 則

(施行期日)  
第一条 この法律は、平成二十年一月一日から施行する。

行する。ただし、第十九条の二の次に一条を加える改正規定及び次条の規定は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の政治資金規正法(以下「新法」という。)第十九条の二の二の規定は、次に掲げる土地若しくは建物の所有権又は土地の賃借権(建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権をいう。以下同じ。)については適用しない。

一 資金管理団体が前条ただし書に規定する規定の施行の日(以下「一部施行日」という。)前日から引き続き保有している土地若しくは建物の所有権又は土地の賃借権

二 資金管理団体が一部施行日前にされた土地若しくは建物の所有権又は土地の賃借権の取得に係る契約又は遺贈に基づいて一部施行日以後に取得する土地若しくは建物の所有権又は土地の賃借権

三 次に掲げる土地若しくは建物の所有権又は土地の賃借権  
イ 資金管理団体が一部施行日以後に第一号又は前号に掲げる土地の所有権又は土地の賃借権を保有しており又は取得した場合において、一部施行日又は当該取得の日から一年以内(当該期間内に次号に規定する換地処分等)に關して当該土地に係る建物の所有権の取得が制限される期間があるときは、一年に当該期間を加えた期間以内とする。)に取得する当該土地(当該土地について次号に規定する換地処分等があつたときは、当該換地処分等により取得した土地を含む。)の土地の所有権

ロ 資金管理団体が一部施行日以後に第一号又は前号に掲げる建物の所有権を保有しており又は取得した場合(当該建物の所有権を引き続き保有するために当該建物の敷地を使用する権原を新たに取得することが必要な事情があるときに限る。)において、一

部施行日又は当該建物の所有権の取得の日から一年以内に取得する当該建物の敷地の借地権(当該借地権の取得が困難な事情があるときは、当該敷地の所有権を含む。)

四 資金管理団体が、前三号に掲げる土地若しくは建物の所有権又は土地の賃借権(この号に掲げる土地若しくは建物の所有権又は土地の賃借権を含む。)に代えて、一部施行日以後に換地処分等(土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)その他の法律による土地区画整理事業等の事業における換地処分その他の従前の土地若しくは建物の所有権又は土地の賃借権に代えて他の土地若しくは建物の所有権又は土地の賃借権を取得させる手続をいう。)により取得する土地若しくは建物の所有権又は土地の賃借権

2 資金管理団体(新法第十二条第一項の規定により報告書に記載すべき資産等があつた年の十二月三十一日又は解散し、若しくは目的の変更その他により政治団体でなくなった日において資金管理団体であつたものを含む。)の会計責任者が政治団体の会計責任者として行う、一部施行日の属する年以後の年に係る新法第十二条第一項の規定による報告書及び一部施行日以後に新法第十二条第一項の規定により同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の提出に係る新法第十二条第一項第三号の規定の適用については、同号イ及びハ中「所在及び面積」とあるのは「所在、面積及び利用の現況(当該資金管理団体の事務所に供して利用する場合にあつてはその旨、当該資金管理団体の事務所以外の用に供している場合にあつてはその用途並びに当該土地を現に使用している者との用途、使用している面積、その者と当該資金管理団体及びその代表者との関係並びに使用の対価の価額をいう。)」と、同号ロ中「所在及び床面積」とあるのは「所在、床面積及び利用の現況(当該資金管理団体の事務所に供して利用する場合にあつてはその旨、当該資金管理団体の事務所以外の用に供して利用する場合にあつてはそ

の用途並びに当該建物を現に使用している者との用途、使用している床面積、その者と当該資金管理団体及びその代表者との関係並びに使用の対価の価額をいう」とする。

第三条 新法第十九条の五の二の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の属する年以後の年に係る新法第十二条第一項の規定による報告書及び施行日以後に新法第十七条第一項の規定により同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の提出について適用し、施行日の属する年の前年以前の年に係るこの法律による改正前の政治資金規正法(以下「旧法」という。)第十二条第一項の規定による報告書及び施行日前に旧法第十七条第一項の規定により同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の提出については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

厚生労働大臣柳澤伯夫君問責決議案  
右の議案を決議する。

平成十九年六月二十九日

発議者

|       |       |
|-------|-------|
| 興石 東  | 千葉 景子 |
| 築瀬 進  | 伊藤 基隆 |
| 小川 敏夫 | 松岡 徹  |
| 郡司 彰  | 内藤 正光 |
| 加藤 敏幸 | 浅尾慶一郎 |
| 主濱 了  | 高嶋 良充 |
| 小林 正夫 | 津田弥太郎 |
| 福島みずほ | 又市 征治 |
| 田村 秀昭 | 長谷川憲正 |
| 賛成者   |       |
| 足立 信也 | 朝日 俊弘 |
| 家西 悟  | 池口 修次 |

大塚 直史

江田 五月

尾立 源幸

大江 康弘

大塚 耕平

神本美恵子

喜納 昌吉

工藤堅太郎

小林 元

佐藤 道夫

芝 博一

下田 敦子

鈴木 寛

高橋 千秋

シシマルテ

角田 義一

那谷屋正義

西岡 武夫

白 眞勲

平田 健二

広田 一

広野ただし

藤末 健三

藤原 正司

前田 武志

松井 孝治

円より子

峰崎 直樹

柳澤 光美

山下八洲夫

山本 孝史

和田ひろ子

渡辺 秀央

近藤 正道

洲上 貞雄

後藤 博子

参議院議長 扇 千景殿

岩本 司

小川 勝也

大石 正光

大久保 勉

岡崎トミ子

木俣 佳丈

北澤 俊美

黒岩 宇洋

佐藤 泰介

櫻井 充

島田智哉子

榛葉賀津也

田名部匡省

谷 博之

辻 泰弘

富岡由紀夫

直嶋 正行

羽田雄一郎

林 久美子

平野 達男

広中和歌子

福山 哲郎

藤本 祐司

前川 清成

増子 輝彦

松下 新平

水岡 俊一

森 ゆうこ

柳田 稔

山根 隆治

蓮 舫

若林 秀樹

大田 昌秀

英夫 秀夫

龜井 郁夫

厚生労働大臣柳澤伯夫君問責決議  
本院は、厚生労働大臣柳澤伯夫君を問責する。  
右決議する。

理 由

公的年金制度は、世代間の相互扶助を基本に、国家が運営に責任を持つことで国民の信頼を得ており、老後の生活を支える大事な柱である。柳澤伯夫厚生労働大臣は、重要な年金行政を担当する大臣という要職にありながら、政府自身が「百年安心」という年金制度の根幹が問われている時期にもかかわらず、日本年金機構法案の審議になんら指導性を発揮することなく、無策無為に時間を費やした責任は重大である。

何よりも許し難いのは、今回の審議において、「消えた年金」、すなわち宙に浮いたままになっている基礎年金番号の記録漏れが実に五、〇九五万件、さらにコンピュータへの未入力のままの厚生年金記録が一、四三〇万件、船員保険の記録が三六万件、それぞれ存在することが明らかにされたことは従来からの国民の年金への信頼を失墜させると共に、行政機関全ての国民の信頼を裏切る行為である。

なぜこのような大失態が生じたのか、その原因は何か、ほかに未統合の記録はないのか、どのように実態の解明を図り、被害者の救済をどうするのかなど、国民が知りたい事柄は山積している。国民の関心の大きさは、あわてて設置された二四時間体制のフリーダイヤルや、全国三〇九カ所の社会保険事務所の窓口に関心合わせが殺到し、今日もなお続いていることが雄弁に物語っている。七、〇〇〇万人の加入者、三、〇〇〇万人の受給者にとつてはまさしく死活問題であり、必死になるのは当然だ。しかし、柳澤伯夫厚生労働大臣をはじめ、厚生労働省、社会保険庁の対応ぶりは、あまりにも無責任かついい加減なものであり断じて許せない。

そのことを象徴したのが、国民年金の未納や免

除の記録がある特殊台帳のサンプル調査であった。全国の社会保険事務所から総数三、二〇〇万件あるうちの三、〇九〇件を抜き出し、原本の手書き記録とコンピュータ上の記録を照合する作業は、なんと四〇日間もかかったうえに、最初、ミスは四件しかないと言表しながら、あとで二七件、さらに三五件に増えるゴマカシまで判明した。このような杜撰なやり方こそ、大量の消えた年金を生み出した原因のひとつだ。

これらは、職員を監督し、指導する立場にある柳澤伯夫厚生労働大臣が、十分にその任を果たさなかつたからこそ生まれたものであり、国会においては慎重かつ徹底した審議を通じて、過去のウミを出し、改善策を検討することが、本来、求められるリーダーシップであり、年金担当大臣としての責務であつた事は言うまでもない。

いまやわが国は世界に例のない少子高齢社会に突入しており、年金をはじめとした社会保障行政の重要さは比重を増している。それだけに厚生労働大臣の職務は格段に重くなっている。柳澤伯夫厚生労働大臣は、先に「女性性は産む機械」との暴言を吐いて世間から激しく指弾されたように、言動に問題が多いのは、もとよりその任に適していないことの証左である。今回の年金不信を引き出した責任者のひとりとして、本来なら一日も早く引責辞任すべきである。

以上、柳澤伯夫厚生労働大臣の問責決議案を提出する理由である。

内閣総理大臣安倍晋三君問責決議案  
右の議案を決議する。

平成十九年六月二十九日

発議者

|       |       |
|-------|-------|
| 興石 東  | 小川 敏夫 |
| 松岡 徹  | 郡司 彰  |
| 内藤 正光 | 浅尾慶一郎 |
| 主濱 了  | 福島みずほ |
| 又市 征治 | 田村 秀昭 |
| 長谷川憲正 |       |

賛成者

|       |         |
|-------|---------|
| 足立 信也 | 朝日 俊弘   |
| 伊藤 基隆 | 家西 悟    |
| 池口 修次 | 犬塚 直史   |
| 岩本 司  | 江田 五月   |
| 小川 勝也 | 尾立 源幸   |
| 大石 正光 | 大江 康弘   |
| 大久保 勉 | 大塚 耕平   |
| 岡崎トミ子 | 加藤 敏幸   |
| 神本美恵子 | 木保 佳丈   |
| 喜納 昌吉 | 北澤 俊美   |
| 工藤堅太郎 | 黒岩 宇洋   |
| 小林 正夫 | 小林 元    |
| 佐藤 泰介 | 佐藤 道夫   |
| 櫻井 充  | 芝 博一    |
| 島田智哉子 | 下田 敦子   |
| 榛葉賀津也 | 鈴木 寛    |
| 田名部匡省 | 高嶋 良充   |
| 高橋 千秋 | 谷 博之    |
| 千葉 景子 | シシマ マルテ |
| 津田弥太郎 | 辻 泰弘    |
| 角田 義一 | 富岡由紀夫   |
| 那谷屋正義 | 直嶋 正行   |
| 西岡 武夫 | 羽田雄一郎   |
| 白 眞勲  | 林 久美子   |
| 平田 健二 | 平野 達男   |
| 広田 一  | 広中和歌子   |
| 広野ただし | 福山 哲郎   |
| 藤末 健三 | 藤本 祐司   |
| 藤原 正司 | 前川 清成   |
| 前田 武志 | 増子 輝彦   |
| 松井 孝治 | 松下 新平   |
| 円 より子 | 水岡 俊一   |
| 峰崎 直樹 | 森 ゆうこ   |
| 築瀬 進  | 柳澤 光美   |
| 柳田 稔  | 山下八洲夫   |
| 山根 隆治 | 山本 孝史   |
| 蓮 舫   | 和田ひろ子   |

本院は、内閣総理大臣安倍晋三君を問責する。  
右決議する。

内閣総理大臣安倍晋三君問責決議  
参議院議長 扇 千景殿  
若林 秀樹 渡辺 秀央  
大田 昌秀 近藤 正道  
田 英夫 淵上 貞雄  
亀井 郁夫 後藤 博子

理 由

安倍総理は、昨年九月、戦後生まれの初めての総理大臣として、国民からの大きな期待を背負って、第九〇代の総理大臣に就任した。しかし、この九ヶ月間の政権運営によって、早くも、日本の最高指導者としては全く不適当なことが明らかにされた。

第一に、「統率力の欠如」。安倍政権は、お友達内閣、論功行賞内閣と批判されてきたが、実際、そのスタートから、佐田行革担当大臣や本間政府税調会長など、次々とスキャンダルで辞職するメンバーが続出し、安倍総理には人を見る目もなければ、指導力や危機管理能力もないこと。

第二に、「モラルの欠如」。松岡農水大臣の「政治と金にまつわる問題」では、国民に対する説明責任を拒み続ける松岡大臣をかばい続け、松岡大臣の自殺という最悪の結果が生じたことに対する責任は極めて重いこと。

第三に、「あいまいな外交戦略」。安倍総理が掲げた「主張する外交」は全く掛け声倒れに終わった。まずイラク問題では、アメリカの中間選挙でブッシュ大統領の率いる共和党が大敗、イギリスではブレア首相が退陣に追い込まれたにもかかわらず、アメリカの尻馬に乗った安倍総理は何の反省もなく、今なお、イラク戦争は正しい戦争だったと言いつけている。また、北朝鮮問題も、圧力一辺倒の硬直的な姿勢がたたって、核をめぐる六カ国協議で主導的な役割を果たすことができず、

またひとところ専売特許のような顔をしていた拉致問題も、何の成果も上げることができず、一日千秋の思いで待ち続ける家族の期待を裏切り続けていること。

第四に、「憲法改正における独断専行」。憲法改正は、その性格上、できる限り広範な賛成を得て行うべきところ、安倍総理は、年頭から今年の参議院選挙の争点にすると言言。憲法改正は一律に党利党略の色彩を帯びて、落ち着いて検討する環境ではなくなってしまうこと。

第五に、「教育制度の改悪」。安倍内閣は、教育再生を政策の柱に掲げ、去年の暮れ、教育の憲法と呼ばれる教育基本法を改正したのに続いて、国会では、関連三法を強行採決によって成立させた。しかし、これらは、地方分権に逆行して国の権限を強化するなど、いじめによる自殺の統廃等、現在の痛んでいる教育現場を立て直すためには全く不十分な内容であること。

第六に、「天下りの事実上の解禁」。安倍総理が選挙日程をずらしてまで成立を図ろうとしている国家公務員法の改正案は、天下りを解消するどころか、政府を挙げて天下りにお墨付きを与える、天下り促進法案であること。

第七に、「いわゆる「消えた年金問題」」。安倍総理が事実を知ってから半年近くも隠し続け、対策を怠ってきたことは、いかに弁解しても弁解しきれない国民への背信行為である。その後の対策も、私たちが要求した対策の、洪々ながらの後追いばかり。超高齢化社会を迎えるに当たって、とても、政権の舵取りを任すことはできないこと。

以上が、本問責決議案を提出する理由である。

厚生労働委員長鶴保庸介君解任決議案  
右の議案を決議する。  
平成十九年六月二十九日  
発議者

津田弥太郎 山本 孝史  
櫻井 充 辻 泰弘

賛成者

|         |       |
|---------|-------|
| 森 ゆうこ   | 下田 敦子 |
| 柳澤 光美   | 福島みずほ |
| 又市 征治   | 田村 秀昭 |
| 長谷川憲正   |       |
| 足立 信也   | 浅尾慶一郎 |
| 朝日 俊弘   | 伊藤 基隆 |
| 家西 悟    | 池口 修次 |
| 犬塚 直史   | 岩本 司  |
| 江田 五月   | 小川 勝也 |
| 小川 敏夫   | 尾立 源幸 |
| 大石 正光   | 大江 康弘 |
| 大久保 勉   | 大塚 耕平 |
| 岡崎トミ子   | 加藤 敏幸 |
| 神本美恵子   | 木保 佳丈 |
| 喜納 昌吉   | 北澤 俊美 |
| 工藤堅太郎   | 黒岩 宇洋 |
| 郡司 彰    | 小林 正夫 |
| 小林 元    | 奥石 東  |
| 佐藤 泰介   | 佐藤 道夫 |
| 芝 博一    | 島田智哉子 |
| 主 了     | 榛葉賀津也 |
| 鈴木 寛    | 田名部匡省 |
| 高嶋 良充   | 高橋 千秋 |
| 谷 博之    | 千葉 景子 |
| シシマ マルテ | 角田 義一 |
| 富岡由紀夫   | 那谷屋正義 |
| 内藤 正光   | 直嶋 正行 |
| 西岡 武夫   | 羽田雄一郎 |
| 白 眞勲    | 林 久美子 |
| 平田 健二   | 平野 達男 |
| 広田 一    | 広中和歌子 |
| 広野ただし   | 福山 哲郎 |
| 藤末 健三   | 藤本 祐司 |
| 藤原 正司   | 前川 清成 |
| 前田 武志   | 増子 輝彦 |
| 松井 孝治   | 松岡 徹  |
| 松下 新平   | 円 より子 |

水岡 俊一 峰崎 直樹  
築瀬 進 柳田 稔  
山下八洲夫 山根 隆治  
連 舫 和田ひろ子  
若林 秀樹 渡辺 秀央  
大田 昌秀 近藤 正道  
田 英夫 洲上 貞雄  
亀井 郁夫 後藤 博子  
参議院議長 扇 千景殿

厚生労働委員長長鶴保庸介君解任決議  
本院は、厚生労働委員長長鶴保庸介君を委員長の職より解任する。  
右決議する。

理 由

厚生労働委員長長鶴保庸介君は、多くの国民が不安を感じている「消えた年金問題」を審議する日本年金機構法案の審議過程で理事会の合意のないまま強行に採決を行った。

これは、審議の過程で明らかになった多くの年金問題を多量に隠すための強行採決である。

選挙を前に議論を続けることは不利とみた政府・与党に大きく肩入れしていることは明らかであり、誠に看過し難い問題である。

審議を通じて明らかになった問題を列挙する。五千万件にも及ぶ消えた年金問題・安倍総理が場当たり的に行つた電話相談・厚労省の杜撰なサンプル調査・安倍総理は年金問題の責任の所在について答弁が二転三転している問題・歴代社会保険庁長官の天下り問題・社会保険庁を特殊法人化する事によって立法院の監視を弱体化させる問題・的外れで名ばかりの被害者救済法・社会保険庁の立証責任・安倍総理の強引な国会運営・厚生労働委員長長鶴保庸介君の不公平で不誠実な委員会運営などが挙げられる。

この法案は、衆議院において強行採決をされ、国民は参議院において慎重かつ深い議論を期待していた。

しかし、厚生労働委員長長鶴保庸介君は、国民の期待を裏切り、公正・公平な議事運営を怠り、政府・与党に懐柔され、国権の最高機関の委員長としての職責を放棄し、議会政治を貶める強行採決を行った。  
厚生労働委員長長鶴保庸介君は、自らの責任を痛感し、職を辞すべきであるが、その真摯な姿勢は微塵も感じられない。  
よって、厚生労働委員長長鶴保庸介君を解任する。

投票者氏名

日程第一 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律案(衆議院提出)

賛成者氏名

二二二名

阿部 正俊君 愛知 治郎君  
青木 幹雄君 秋元 司君  
浅野 勝人君 有村 治子君  
岩城 光英君 市川 一朗君  
泉 信也君 岩永 浩美君  
尾辻 秀久君 小野 清子君  
太田 豊秋君 大野つや子君  
岡田 広君 岡田 直樹君  
加治屋義人君 荻原 健司君  
景山俊太郎君 加納 時男君  
金田 勝年君 神取 忍君  
川口 順子君 河合 常則君  
木村 仁君 岸 宏一君  
岸 信夫君 北岡 秀二君  
北川イッセイ君 倉掛 哲男君  
国井 正幸君 倉田 寛之君  
小池 正勝君 小泉 昭男君  
小泉 顕雄君 小齊平敏文君  
小林 温君 鴻池 祥肇君  
佐藤 昭郎君 佐藤 泰三君  
坂本由紀子君 櫻井 新君  
山東 昭子君 清水嘉子子君

椎名 一保君 陣内 孝雄君  
末松 信介君 鈴木 政二君  
世耕 弘成君 関口 昌一君  
田浦 直君 田中 直紀君  
田村 公平君 田村耕太郎君  
伊達 忠一君 竹山 裕君  
谷川 秀善君 段本 幸男君  
常田 享祥君 鶴保 庸介君  
中川 雅治君 中川 義雄君  
中島 啓雄君 中島 眞人君  
中曾根弘文君 中村 博彦君  
二之湯 智君 西島 英利君  
野上浩太郎君 野村 哲郎君  
橋本 聖子君 林 芳正君  
福島啓史郎君 保坂 三蔵君  
舛添 要一君 松田 岩夫君  
松村 祥史君 松山 政司君  
水落 敏榮君 溝手 顕正君  
森元 恒雄君 矢野 哲朗君  
山内 俊夫君 山崎 力君  
山崎 正昭君 山下 英利君  
山谷えり子君 山本 順三君  
吉田 博美君 吉村剛太郎君  
若林 正俊君 脇 雅史君  
足立 信也君 浅尾慶一郎君  
朝日 俊弘君 伊藤 基隆君  
家西 悟君 池口 修次君  
犬塚 直史君 岩本 司君  
江田 五月君 小川 勝也君  
小川 敏夫君 尾立 源幸君  
大石 正光君 大久保 勉君  
大塚 耕平君 岡崎トミ子君  
加藤 敏幸君 神本美恵子君  
木俣 佳文君 喜納 昌吉君  
北澤 俊美君 工藤堅太郎君  
黒岩 宇洋君 郡司 彰君  
小林 正夫君 小森 元君  
奥石 東君 佐藤 泰介君  
佐藤 道夫君 櫻井 充君

芝 博一君 島田智哉子君  
下田 敦子君 主濱 了君  
榎葉賀津也君 鈴木 寛君  
田名部匡省君 高橋 良充君  
高橋 千秋君 谷 博之君  
千葉 景子君 津田弥太郎君  
辻 泰弘君 角田 義一君  
富岡由紀夫君 那谷屋正義君  
内藤 正光君 直嶋 正行君  
西岡 武夫君 羽田雄一郎君  
白 眞勲君 林 久美子君  
平田 健二君 平野 達男君  
広田 一君 広中和歌子君  
広野ただし君 藤本 祐司君  
藤末 健三君 前川 清成君  
藤原 正司君 松井 孝治君  
増子 輝彦君 松下 新平君  
松岡 徹君 水岡 俊一君  
円より子君 森 ゆうこ君  
峰崎 直樹君 柳澤 光美君  
築瀬 進君 山下八洲夫君  
柳田 稔君 蓮 舫君  
山根 隆治君 渡辺 秀央君  
和田ひろ子君 荒木 清寛君  
浮島とも子君 加藤 修一君  
風間 昶君 草川 昭三君  
木庭健太郎君 澤 雄二君  
白浜 一良君 谷合 正明君  
遠山 清彦君 西田 実仁君  
浜田 昌良君 松 あきら君  
弘友 和夫君 山下 栄一君  
山口那津男君 渡辺 孝男君  
山本 香苗君 井上 哲士君  
鰐淵 洋子君 緒方 靖夫君  
市田 忠義君 小池 晃君  
紙 智子君 大門実紀史君  
小林美恵子君

反対者氏名

○名

日程第二 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

賛成者氏名

二〇〇名

阿部 正俊君 愛知 治郎君  
青木 幹雄君 秋元 司君  
浅野 勝人君 有村 治子君  
泉 信也君 市川 一朗君  
岩城 光英君 市川 浩美君  
魚住 汎英君 小野 清子君  
尾辻 秀久君 大野つや子君  
太田 豊秋君 岡田 直樹君  
岡田 広君 荻原 健司君  
加治屋義人君 加納 時男君  
景山俊太郎君 片山虎之助君  
金田 勝年君 神取 忍君  
川口 順子君 河合 常則君  
木村 仁君 岸 宏一君  
岸 信夫君 北岡 秀二君  
北川イツセイ君 香掛 哲男君  
国井 正幸君 倉田 寛之君  
小池 正勝君 小泉 昭男君  
小泉 顕雄君 小斉平敏文君  
小林 温君 鴻池 祥肇君  
佐藤 昭郎君 佐藤 泰三君  
坂本由紀子君 櫻井 新君  
山東 昭子君 清水嘉与子君  
椎名 一保君 陣内 孝雄君  
末松 信介君 鈴木 政二君

世耕 弘成君 田中 直紀君 関口 昌一君  
田浦 直君 田村 耕太郎君 田中 直紀君  
田村 公平君 伊達 忠一君 竹山 裕君  
谷川 秀善君 常田 享詳君 鶴保 庸介君  
中川 雅治君 中川 啓雄君 中川 義雄君  
中曾根弘文君 中村 博彦君 二之湯 智君  
西島 英利君 野村 哲郎君 橋本 聖子君  
林 芳正君 保坂 三蔵君 松田 岩夫君  
松山 政司君 溝手 顕正君 矢野 哲朗君  
山崎 力君 山下 英利君 山本 順三君  
吉村 剛太郎君 脇 雅史君 浅尾慶一郎君  
伊藤 基隆君 池口 修次君 岩本 司君  
小川 勝也君 尾立 源幸君 大久保 勉君  
岡崎トミ子君 神本美恵子君 喜納 昌吉君  
工藤堅太郎君 郡司 彰君 小林 元君  
佐藤 泰介君 櫻井 充君

島田智哉子君 主濱 了君 下田 敦子君  
鈴木 寛君 高嶋 良充君 高橋 千秋君  
谷 博之君 津田弥太郎君 角田 義一君  
那谷屋正義君 直嶋 正行君 白 眞勲君  
羽田雄一郎君 林 久美子君 平野 達男君  
廣中和歌子君 福山 哲郎君 藤本 祐司君  
藤本 祐司君 前川 清成君 松井 孝治君  
松下 新平君 水岡 俊一君 森 ゆうこ君  
柳澤 光美君 山下八洲夫君 運 舩君  
渡辺 秀央君 魚住裕一郎君 加藤 修一君  
草川 昭三君 澤 雄二君 谷合 正明君  
西田 実仁君 浜田 昌良君 弘友 和夫君  
山口那津男君 山本 香苗君 鰐淵 洋子君  
長谷川憲正君 島尻安伊子君 福本 潤一君

反対者氏名

一三名

日程第三 政治資金規正法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

賛成者氏名

一六名

阿部 正俊君 愛知 治郎君  
青木 幹雄君 秋元 司君  
浅野 勝人君 有村 治子君  
泉 信也君 市川 一朗君  
岩城 光英君 市川 浩美君  
魚住 汎英君 小野 清子君  
尾辻 秀久君 大野つや子君  
太田 豊秋君 岡田 直樹君  
岡田 広君 荻原 健司君  
加治屋義人君 加納 時男君  
景山俊太郎君 片山虎之助君  
金田 勝年君 神取 忍君  
川口 順子君 河合 常則君  
木村 仁君 岸 宏一君  
岸 信夫君 北岡 秀二君  
北川イツセイ君 香掛 哲男君  
国井 正幸君 倉田 寛之君  
小池 正勝君 小泉 昭男君  
小泉 顕雄君 小斉平敏文君  
小林 温君 鴻池 祥肇君  
佐藤 昭郎君 佐藤 泰三君  
坂本由紀子君 櫻井 新君  
山東 昭子君 清水嘉与子君  
椎名 一保君 陣内 孝雄君  
末松 信介君 鈴木 政二君  
関口 昌一君 田浦 直君

|            |         |        |        |            |         |        |        |
|------------|---------|--------|--------|------------|---------|--------|--------|
| 田中 直紀君     | 田村 公平君  | 江田 五月君 | 小川 勝也君 | 仁比 聡平君     | 吉川 春子君  | 廣野ただし君 | 福山 哲郎君 |
| 田村耕太郎君     | 伊達 忠一君  | 小川 敏夫君 | 尾立 源幸君 | 大田 昌秀君     | 近藤 正道君  | 藤末 健三君 | 藤本 祐司君 |
| 竹山 裕君      | 谷川 秀善君  | 大石 正光君 | 大久保 勉君 | 福島みずほ君     | 瀨上 貞雄君  | 藤原 正司君 | 前川 清成君 |
| 段本 幸男君     | 常田 享詳君  | 大塚 耕平君 | 岡崎トミ子君 | 又市 征治君     | 田村 秀昭君  | 増子 輝彦君 | 松井 孝治君 |
| 鶴保 庸介君     | 中川 雅治君  | 加藤 敏幸君 | 神本美恵子君 | 長谷川憲正君     | 今泉 昭君   | 松岡 徹君  | 松下 新平君 |
| 中川 義雄君     | 中島 啓雄君  | 木俣 佳文君 | 喜納 昌吉君 | 鈴木 陽悦君     | 福本 潤一君  | 円より子君  | 谷 博之君  |
| 中島 眞人君     | 中曾根弘文君  | 北澤 俊美君 | 工藤堅太郎君 | 鈴木 陽悦君     |         | 津田弥太郎君 | 高嶋 良充君 |
| 中原 爽君      | 中村 博彦君  | 黒岩 宇洋君 | 郡司 彰君  | 小林 元君      |         | 角田 義一君 | 加藤 敏幸君 |
| 二之湯 智君     | 西島 英利君  | 黒岩 正夫君 | 小林 元君  | 佐藤 泰介君     |         | 那谷屋正義君 | 木俣 佳文君 |
| 野上浩太郎君     | 野村 哲郎君  | 奥石 東君  | 櫻井 充君  | 櫻井 充君      |         | 津田弥太郎君 | 北澤 俊美君 |
| 橋本 聖子君     | 林 芳正君   | 佐藤 道夫君 | 島田智哉子君 | 朝日 俊弘君     |         | 大塚 耕平君 | 黒岩 宇洋君 |
| 福島啓史郎君     | 保坂 三蔵君  | 芝 博一君  | 主濱 了君  | 朝日 俊弘君     |         | 江田 五月君 | 小林 正夫君 |
| 舩添 要一君     | 松田 岩夫君  | 下田 敦子君 | 鈴木 寛君  | 家西 悟君      |         | 小川 敏夫君 | 奥石 東君  |
| 松村 祥史君     | 松山 政司君  | 榎葉賀津也君 | 高嶋 良充君 | 大塚 直史君     |         | 尾立 源幸君 | 池口 修次君 |
| 水落 敏栄君     | 溝手 顕正君  | 田名部匡省君 | 谷 博之君  | 江田 五月君     |         | 小川 勝也君 | 緒方 靖夫君 |
| 森元 恒雄君     | 矢野 哲朗君  | 千葉 景子君 | 津田弥太郎君 | 小川 敏夫君     |         | 大久保 勉君 | 小池 晃君  |
| 山内 俊夫君     | 山崎 力君   | 辻 泰弘君  | 角田 義一君 | 大石 正光君     |         | 岡崎トミ子君 | 大門実紀史君 |
| 山崎 正昭君     | 山下 英利君  | 富岡由紀夫君 | 那谷屋正義君 | 大塚 耕平君     |         | 神本美恵子君 |        |
| 山谷えり子君     | 山本 順三君  | 内藤 正光君 | 直嶋 正行君 | 加藤 敏幸君     |         | 喜納 昌吉君 |        |
| 吉田 博美君     | 吉村剛太郎君  | 西岡 武夫君 | 羽田雄一郎君 | 黒岩 宇洋君     |         | 工藤堅太郎君 |        |
| 若林 正俊君     | 脇 雅史君   | 白 眞勲君  | 林 久美子君 | 黒岩 宇洋君     |         | 郡司 彰君  |        |
| 荒木 清寛君     | 魚住裕一郎君  | 平田 健二君 | 平野 達男君 | 小林 正夫君     |         | 小林 元君  |        |
| 浮島とも子君     | 加藤 修一君  | 広田 一君  | 広中和歌子君 | 奥石 東君      |         | 佐藤 泰介君 |        |
| 風間 昶君      | 草川 昭三君  | 広野ただし君 | 福山 哲郎君 | 佐藤 道夫君     |         | 櫻井 充君  |        |
| 木庭健太郎君     | 澤 雄二君   | 藤末 健三君 | 藤本 祐司君 | 芝 博一君      |         | 島田智哉子君 |        |
| 白浜 一良君     | 谷合 正明君  | 藤原 正司君 | 前川 清成君 | 下田 敦子君     |         | 主濱 了君  |        |
| 遠山 清彦君     | 西田 実仁君  | 増子 輝彦君 | 松井 孝治君 | 榎葉賀津也君     |         | 鈴木 寛君  |        |
| 浜田 昌良君     | 浜四津敏子君  | 松岡 徹君  | 松下 新平君 | 田名部匡省君     |         | 高嶋 良充君 |        |
| 弘友 和夫君     | 松 あきら君  | 円より子君  | 水岡 俊一君 | 千葉 景子君     |         | 谷 博之君  |        |
| 山口那津男君     | 山下 栄一君  | 峰崎 直樹君 | 森 ゆうこ君 | 辻 泰弘君      |         | 津田弥太郎君 |        |
| 山本 香苗君     | 渡辺 孝男君  | 築瀬 進君  | 柳澤 光美君 | 富岡由紀夫君     |         | 角田 義一君 |        |
| 鰐淵 洋子君     | 島尻安伊子君  | 柳田 稔君  | 山下八洲夫君 | 内藤 正光君     |         | 那谷屋正義君 |        |
| 反対者氏名      |         |        |        | 賛成者(白色票)氏名 |         |        |        |
| 九六名        |         |        |        | 九七名        |         |        |        |
| 足立 信也君     | 浅尾慶一郎君  | 山根 隆治君 | 蓮 舫君   | 足立 信也君     | 浅尾慶一郎君  | 柳田 稔君  | 柳澤 光美君 |
| 朝日 俊弘君     | 伊藤 基隆君  | 和田ひろ子君 | 井上 哲士君 | 朝日 俊弘君     | 伊藤 基隆君  | 直嶋 正行君 | 片山虎之助君 |
| 家西 悟君      | 池口 修次君  | 市田 忠義君 | 緒方 靖夫君 | 家西 悟君      | 池口 修次君  | 羽田雄一郎君 | 神取 忍君  |
| 犬塚 直史君     | 岩本 司君   | 紙 智子君  | 小池 晃君  | 犬塚 直史君     | 緒方 靖夫君  | 林 久美子君 | 河合 常則君 |
| 九六名        |         |        |        | 九七名        |         |        |        |
| 小川美恵子君     | 大門実紀史君  | 小川 勝也君 | 尾立 源幸君 | 小川 敏夫君     | 尾立 源幸君  | 大久保 勉君 | 岸 宏一君  |
| 小川 敏夫君     | 尾立 源幸君  | 大石 正光君 | 岡崎トミ子君 | 大石 正光君     | 岡崎トミ子君  | 神本美恵子君 | 北岡 秀二君 |
| 大塚 耕平君     | 神本美恵子君  | 加藤 敏幸君 | 喜納 昌吉君 | 加藤 敏幸君     | 喜納 昌吉君  | 工藤堅太郎君 |        |
| 木俣 佳文君     | 喜納 昌吉君  | 北澤 俊美君 | 工藤堅太郎君 | 北澤 俊美君     | 工藤堅太郎君  | 黒岩 宇洋君 |        |
| 黒岩 宇洋君     | 郡司 彰君   | 黒岩 正夫君 | 小林 元君  | 黒岩 宇洋君     | 小林 正夫君  | 奥石 東君  |        |
| 奥石 東君      | 佐藤 泰介君  | 佐藤 道夫君 | 櫻井 充君  | 奥石 東君      | 佐藤 道夫君  | 芝 博一君  |        |
| 佐藤 道夫君     | 櫻井 充君   | 下田 敦子君 | 主濱 了君  | 佐藤 道夫君     | 下田 敦子君  | 榎葉賀津也君 |        |
| 芝 博一君      | 主濱 了君   | 榎葉賀津也君 | 高嶋 良充君 | 芝 博一君      | 榎葉賀津也君  | 田名部匡省君 |        |
| 下田 敦子君     | 高嶋 良充君  | 田名部匡省君 | 千葉 景子君 | 下田 敦子君     | 千葉 景子君  | 辻 泰弘君  |        |
| 榎葉賀津也君     | 千葉 景子君  | 辻 泰弘君  | 富岡由紀夫君 | 榎葉賀津也君     | 富岡由紀夫君  | 内藤 正光君 |        |
| 田名部匡省君     | 富岡由紀夫君  | 内藤 正光君 | 山下八洲夫君 | 田名部匡省君     | 内藤 正光君  | 西岡 武夫君 |        |
| 高嶋 良充君     | 高嶋 良充君  | 谷 博之君  | 津田弥太郎君 | 高嶋 良充君     | 谷 博之君   | 白 眞勲君  |        |
| 加藤 敏幸君     | 加藤 敏幸君  | 黒岩 宇洋君 | 黒岩 宇洋君 | 加藤 敏幸君     | 黒岩 宇洋君  | 平田 健二君 |        |
| 木俣 佳文君     | 木俣 佳文君  | 那谷屋正義君 | 那谷屋正義君 | 木俣 佳文君     | 那谷屋正義君  | 広田 一君  |        |
| 北澤 俊美君     | 北澤 俊美君  | 羽田雄一郎君 | 羽田雄一郎君 | 北澤 俊美君     | 羽田雄一郎君  | 小林 元君  |        |
| 黒岩 宇洋君     | 黒岩 宇洋君  | 林 久美子君 | 林 久美子君 | 黒岩 宇洋君     | 林 久美子君  | 佐藤 泰介君 |        |
| 小林 正夫君     | 小林 正夫君  | 平野 達男君 | 平野 達男君 | 小林 正夫君     | 平野 達男君  | 櫻井 充君  |        |
| 奥石 東君      | 奥石 東君   | 広中和歌子君 | 広中和歌子君 | 奥石 東君      | 広中和歌子君  | 島田智哉子君 |        |
| 佐藤 泰介君     | 佐藤 泰介君  | 福山 哲郎君 | 福山 哲郎君 | 佐藤 泰介君     | 福山 哲郎君  | 主濱 了君  |        |
| 櫻井 充君      | 櫻井 充君   | 藤末 健三君 | 藤末 健三君 | 櫻井 充君      | 藤末 健三君  | 鈴木 寛君  |        |
| 芝 博一君      | 芝 博一君   | 藤原 正司君 | 藤原 正司君 | 芝 博一君      | 藤原 正司君  | 高嶋 良充君 |        |
| 下田 敦子君     | 下田 敦子君  | 増子 輝彦君 | 増子 輝彦君 | 下田 敦子君     | 増子 輝彦君  | 谷 博之君  |        |
| 榎葉賀津也君     | 榎葉賀津也君  | 松岡 徹君  | 松岡 徹君  | 榎葉賀津也君     | 松岡 徹君   | 津田弥太郎君 |        |
| 田名部匡省君     | 田名部匡省君  | 円より子君  | 円より子君  | 田名部匡省君     | 円より子君   | 角田 義一君 |        |
| 千葉 景子君     | 千葉 景子君  | 峰崎 直樹君 | 峰崎 直樹君 | 千葉 景子君     | 峰崎 直樹君  | 那谷屋正義君 |        |
| 辻 泰弘君      | 辻 泰弘君   | 築瀬 進君  | 築瀬 進君  | 辻 泰弘君      | 築瀬 進君   | 柳田 稔君  |        |
| 富岡由紀夫君     | 富岡由紀夫君  | 柳澤 光美君 | 柳澤 光美君 | 富岡由紀夫君     | 柳澤 光美君  | 山下八洲夫君 |        |
| 内藤 正光君     | 内藤 正光君  | 蓮 舫君   | 蓮 舫君   | 内藤 正光君     | 蓮 舫君    | 渡辺 秀央君 |        |
| 西岡 武夫君     | 西岡 武夫君  | 井上 哲士君 | 井上 哲士君 | 西岡 武夫君     | 井上 哲士君  | 市田 忠義君 |        |
| 白 眞勲君      | 白 眞勲君   | 市田 忠義君 | 市田 忠義君 | 白 眞勲君      | 市田 忠義君  | 紙 智子君  |        |
| 平田 健二君     | 平田 健二君  | 小池 晃君  | 小池 晃君  | 平田 健二君     | 小池 晃君   | 小林美恵子君 |        |
| 広田 一君      | 広田 一君   | 大門実紀史君 | 大門実紀史君 | 広田 一君      | 大門実紀史君  | 仁比 聡平君 |        |
| 反対者(青色票)氏名 |         |        |        | 賛成者(白色票)氏名 |         |        |        |
| 一一五名       |         |        |        | 九七名        |         |        |        |
| 阿部 正俊君     | 愛知 治郎君  | 青木 幹雄君 | 秋元 司君  | 阿部 正俊君     | 愛知 治郎君  | 青木 幹雄君 | 秋元 司君  |
| 浅野 勝人君     | 有村 治子君  | 泉 信也君  | 市川 一朗君 | 浅野 勝人君     | 有村 治子君  | 泉 信也君  | 市川 一朗君 |
| 岩城 光英君     | 岩永 浩美君  | 小野 清子君 | 尾辻 秀久君 | 岩城 光英君     | 岩永 浩美君  | 小野 清子君 | 尾辻 秀久君 |
| 大野つや子君     | 太田 豊秋君  | 岡田 直樹君 | 岡田 直樹君 | 大野つや子君     | 太田 豊秋君  | 岡田 直樹君 | 岡田 直樹君 |
| 荻原 健司君     | 加治屋義人君  | 加納 時男君 | 景山俊太郎君 | 荻原 健司君     | 加治屋義人君  | 加納 時男君 | 景山俊太郎君 |
| 片山虎之助君     | 金田 勝年君  | 神取 忍君  | 川口 順子君 | 片山虎之助君     | 金田 勝年君  | 神取 忍君  | 川口 順子君 |
| 河合 常則君     | 木村 仁君   | 岸 宏一君  | 岸 信夫君  | 河合 常則君     | 木村 仁君   | 岸 宏一君  | 岸 信夫君  |
| 北岡 秀二君     | 北川イツセイ君 |        |        | 北岡 秀二君     | 北川イツセイ君 |        |        |

|        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 西田 実仁君 | 白浜 一良君 | 木庭健太郎君 | 風間 昶君  | 浮島とも子君 | 荒木 清寛君 | 若林 正俊君 | 吉田 博美君 | 山谷えり子君 | 山崎 正昭君 | 山内 俊夫君 | 森元 恒雄君 | 水落 敏栄君 | 松村 祥史君 | 外添 要一君 | 福島啓史郎君 | 橋本 聖子君 | 野上浩太郎君 | 二之湯 智君 | 中原 爽君  | 中島 眞人君 | 中川 義雄君 | 鶴保 庸介君 | 段本 幸男君 | 竹山 裕君  | 田村耕太郎君 | 田中 直紀君 | 関口 昌一君 | 鈴木 政二君 | 陣内 孝雄君 | 清水嘉与子君 | 櫻井 新君  | 佐藤 泰三君 | 鴻池 祥肇君 | 小泉 昭男君 | 小泉 昭雄君 | 小泉 敏文君 | 倉田 寛之君 | 查掛 哲男君 |
| 浜田 昌良君 | 谷合 正明君 | 澤 雄二君  | 草川 昭三君 | 加藤 修一君 | 魚住裕一郎君 | 脇 雅史君  | 吉村剛太郎君 | 山本 順三君 | 山下 英利君 | 山崎 力君  | 矢野 哲朗君 | 溝手 顕正君 | 松山 政司君 | 保坂 三蔵君 | 林 芳正君  | 野村 哲郎君 | 西島 英利君 | 中村 博彦君 | 中曾根弘文君 | 中島 啓雄君 | 中川 雅治君 | 常田 享詳君 | 谷川 秀善君 | 伊達 忠一君 | 田村 公平君 | 田浦 直君  | 世耕 弘成君 | 末松 信介君 | 椎名 一保君 | 山東 昭子君 | 坂本由紀子君 | 佐藤 昭郎君 | 小林 温君  | 小泉 昭雄君 | 小池 正勝君 | 国井 正幸君 |        |        |

内閣総理大臣安倍晋三君問責決議案(奥石東君外  
十名発議)  
賛成者(白色票氏名)

|        |        |       |        |       |        |        |        |       |        |        |       |        |       |        |       |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |       |        |        |     |        |        |        |       |        |        |        |        |        |        |        |       |       |        |       |        |       |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
|--------|--------|-------|--------|-------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|-----|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 藤末 健三君 | 広野ただし君 | 広田 一君 | 平田 健二君 | 白 眞敷君 | 西岡 武夫君 | 内藤 正光君 | 富岡由紀夫君 | 辻 泰弘君 | 千葉 景子君 | 高嶋 良充君 | 鈴木 寛君 | 下田 敦子君 | 芝 博一君 | 佐藤 道夫君 | 奥石 東君 | 小林 正夫君 | 黒岩 字洋君 | 北澤 俊美君 | 木俣 佳丈君 | 加藤 敏幸君 | 大塚 耕平君 | 大石 正光君 | 小川 敏夫君 | 江田 五月君 | 大塚 直史君 | 家西 悟君 | 朝日 俊弘君 | 足立 信也君 | 九四名 | 浅尾慶一郎君 | 伊藤 基隆君 | 池口 修次君 | 岩本 司君 | 小川 勝也君 | 尾立 源幸君 | 大久保 勉君 | 岡崎トミ子君 | 神本美恵子君 | 喜納 昌吉君 | 工藤堅太郎君 | 郡司 彰君 | 小林 元君 | 佐藤 泰介君 | 櫻井 充君 | 島田智哉子君 | 主濱 了君 | 田名部匡省君 | 高橋 千秋君 | 津田弥太郎君 | 角田 義一君 | 那谷屋正義君 | 直嶋 正行君 | 羽田雄一郎君 | 林 久美子君 | 平野 達男君 | 広中和歌子君 | 福山 哲郎君 | 藤本 祐司君 |
|--------|--------|-------|--------|-------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|-----|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|

反対者(青色票氏名)

|        |        |        |       |        |       |        |       |        |        |        |        |        |        |       |        |        |        |        |       |        |        |        |        |        |        |       |        |        |        |        |       |       |         |        |        |
|--------|--------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|---------|--------|--------|
| 小池 正勝君 | 查掛 哲男君 | 北岡 秀二君 | 岸 宏一君 | 河合 常則君 | 神取 忍君 | 片山虎之助君 | 狩野 安君 | 荻原 健司君 | 岡田 直樹君 | 大野つや子君 | 小野 清子君 | 岩永 浩美君 | 岩井 國臣君 | 泉 信也君 | 浅野 勝人君 | 青木 幹雄君 | 阿部 正俊君 | 愛知 治郎君 | 秋元 司君 | 有村 治子君 | 市川 一朗君 | 岩城 光英君 | 魚住 汎英君 | 尾辻 秀久君 | 太田 豊秋君 | 岡田 広君 | 加納 時男君 | 景山俊太郎君 | 金田 勝年君 | 川口 順子君 | 木村 仁君 | 岸 信夫君 | 北川イッセイ君 | 倉田 寛之君 | 小泉 昭男君 |
|--------|--------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|---------|--------|--------|

|        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 鰐淵 洋子君 | 山本 香苗君 | 山口那津男君 | 弘友 和夫君 | 浜田 昌良君 | 谷合 正明君 | 澤 雄二君  | 草川 昭三君 | 加藤 修一君 | 魚住裕一郎君 | 脇 雅史君  | 吉村剛太郎君 | 山本 順三君 | 山下 英利君 | 山崎 力君  | 矢野 哲朗君 | 溝手 顕正君 | 松山 政司君 | 松田 岩夫君 | 保坂 三蔵君 | 林 芳正君  | 野村 哲郎君 | 西島 英利君 | 中村 博彦君 | 中曾根弘文君 | 中島 啓雄君 | 中川 雅治君 | 常田 享詳君 | 谷川 秀善君 | 伊達 忠一君 | 田中 直紀君 | 関口 昌一君 | 鈴木 政二君 | 陣内 孝雄君 | 清水嘉与子君 | 坂本由紀子君 | 佐藤 昭郎君 | 小斉平敏文君 |
| 島尻安伊子君 | 山本 保君  | 山下 栄一君 | 松 あきら君 | 浜西 実仁君 | 西田 実仁君 | 木庭健太郎君 | 浮島とも子君 | 荒木 清寛君 | 若林 正俊君 | 吉田 博美君 | 山谷えり子君 | 山崎 正昭君 | 山内 俊夫君 | 森元 恒雄君 | 水落 敏栄君 | 松村 祥史君 | 外添 要一君 | 福島啓史郎君 | 橋本 聖子君 | 野上浩太郎君 | 二之湯 智君 | 中原 爽君  | 中島 眞人君 | 中川 義雄君 | 鶴保 庸介君 | 段本 幸男君 | 竹山 裕君  | 田村耕太郎君 | 田浦 直君  | 世耕 弘成君 | 末松 信介君 | 椎名 一保君 | 山東 昭子君 | 佐藤 泰三君 | 鴻池 祥肇君 |        |        |

厚生労働委員長鶴保康介君解任決議案(津田弥太郎君外十名賛成)

賛成者(白色票)氏名  
足立 信也君  
朝日 俊弘君  
家西 悟君  
犬塚 直史君  
江田 五月君  
小川 敏夫君  
大石 正光君  
大塚 耕平君  
加藤 敏幸君  
木俣 佳文君  
北澤 俊美君  
黒岩 宇洋君  
小林 正夫君  
奥石 東君  
佐藤 道夫君  
芝 博一君  
主濱 了君  
鈴木 寛君  
高嶋 良充君  
谷 博之君  
津田弥太郎君  
角田 義一君  
那谷屋正義君  
直嶋 正行君  
羽田雄一郎君  
林 久美子君  
平野 達男君  
広中和歌子君  
福山 哲郎君  
藤本 祐司君  
前川 清成君  
増子 輝彦君  
松岡 徹君  
円より子君  
峰崎 直樹君  
築瀬 進君

九六名  
浅尾慶一郎君  
伊藤 基隆君  
池口 修次君  
岩本 司君  
小川 勝也君  
尾立 源幸君  
大久保 勉君  
岡崎トミ子君  
神本美恵子君  
喜納 昌吉君  
工藤堅太郎君  
郡司 彰君  
小林 元君  
佐藤 泰介君  
櫻井 充君  
島田智哉子君  
榛葉賀津也君  
田名部匡省君  
高橋 千秋君  
千葉 景子君  
辻 泰弘君  
富岡由紀夫君  
内藤 正光君  
西岡 武夫君  
白 眞勲君  
平田 健二君  
広田 一君  
広野ただし君  
藤末 健三君  
藤原 正司君  
前田 武志君  
松井 孝治君  
松下 新平君  
水岡 俊一君  
森 ゆうこ君  
柳澤 光美君

反対者(青色票)氏名

柳田 稔君  
山根 隆治君  
和田ひろ子君  
井上 哲士君  
緒方 靖夫君  
小池 晃君  
大門実紀史君  
吉川 春子君  
近藤 正道君  
淵上 貞雄君  
田村 秀昭君  
今泉 昭君

山下八洲夫君  
蓮 舩君  
渡辺 秀次君  
市田 忠義君  
紙 智子君  
小林美恵子君  
仁比 聡平君  
大田 昌秀君  
福島みずほ君  
又市 征治君  
長谷川憲正君  
鈴木 陽悦君

阿部 正俊君  
青木 幹雄君  
浅野 勝人君  
泉 信也君  
岩井 國臣君  
岩永 浩美君  
小野 清子君  
大野つや子君  
岡田 直樹君  
荻原 健司君  
狩野 安君  
片山虎之助君  
神取 忍君  
河合 常則君  
岸 宏一君  
北岡 秀二君  
香掛 哲男君  
小池 正勝君  
小泉 顕雄君  
小泉 祥肇君  
佐藤 泰三君  
櫻井 新君  
清水嘉与子君  
陣内 孝雄君  
鈴木 政二君

愛知 治郎君  
秋元 司君  
有村 治子君  
市川 一朗君  
岩城 光英君  
魚住 汎英君  
尾辻 秀久君  
太田 豊秋君  
岡田 広君  
加納 時男君  
景山俊太郎君  
金田 勝年君  
川口 順子君  
木村 仁君  
岸 信夫君  
北川イッセイ君  
倉田 寛之君  
小泉 昭男君  
小林 温君  
佐藤 昭郎君  
坂本由紀子君  
山東 昭子君  
椎名 一保君  
末松 信介君  
世耕 弘成君

関口 昌一君  
田中 直紀君  
伊達 忠一君  
武見 敬三君  
段本 幸男君  
鶴保 庸介君  
中川 義雄君  
中島 眞人君  
中原 爽君  
二之湯 智君  
西銘順志郎君  
野村 哲郎君  
林 芳正君  
藤野 公孝君  
舩添 要一君  
松村 祥史君  
三浦 一水君  
溝手 顕正君  
矢野 哲朗君  
山崎 力君  
山下 英利君  
山本 一太君  
吉田 博美君  
若林 正俊君  
荒木 清寛君  
浮島とも子君  
風間 昶君  
木庭健太郎君  
白浜 一良君  
谷合 正明君  
西田 実仁君  
浜四津敏子君  
松 あきら君  
山下 栄一君  
山本 保君  
鰐淵 洋子君

田浦 直君  
田村耕太郎君  
竹山 裕君  
谷川 秀善君  
常田 享詳君  
中川 雅治君  
中島 啓雄君  
中曾根弘文君  
中村 博彦君  
西島 英利君  
野上浩太郎君  
橋本 聖子君  
福島啓史郎君  
保坂 三蔵君  
松田 岩夫君  
松山 政司君  
水落 敏榮君  
森元 恒雄君  
山内 俊夫君  
山崎 正昭君  
山谷えり子君  
山本 順三君  
吉村剛太郎君  
脇 雅史君  
魚住裕一郎君  
加藤 修一君  
草川 昭三君  
澤 雄二君  
高野 博師君  
遠山 清彦君  
浜田 昌良君  
弘友 和夫君  
山口那津男君  
山本 香苗君  
渡辺 孝男君  
島尻安伊子君

京都議定書の目標達成に向けた政府の認識等  
に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。  
平成十九年六月十五日  
福島みずほ

参議院議長 扇 千景殿

京都議定書の目標達成に向けた政府の認識等に関する質問主意書

地球温暖化が加速度的に進む中、地球規模で気候変動が起きている。この状況に対処するために先進国を中心に京都議定書が制定され、世界各国は実効性のある政策の立案と実施が求められている。日本は、京都議定書を守るために六パーセントの二酸化炭素削減を求められているが、現在、具体的な目標達成に至る対策が提示されていない。

そこで、以下質問する。

一 日本経団連などの環境自主行動計画は、純粋な任意の計画ではなく国の政策である京都議定書目標達成計画(以下「達成計画」という。)に位置付けられている。しかし、達成計画は「日本経団連自主行動計画目標が十分に達成され、また、個別業種が自らの自主的な目標達成に向けて積極的に取り組むことが奨励される」などと記述され、あいまいな点が多い。目標未達成の場合に、誰がどのように責任を取るのか、政府の見解を示されたい。また、責任関係を明確にするため、経団連自主行動計画については、政府と協定を締結することが考えられるが、政府の見解を示されたい。

二 経団連自主行動計画には原単位目標をとっている業界も多く含まれているので、各業界が目標を達成したとしても、「二酸化炭素排出量を一九九〇年度レベル以下に抑制する(一九九〇年度比ゼロ)」という経団連の産業・エネルギー転換部門三十五業種全体の二〇一〇年度の目標

が達成できない可能性がある。この点に関し、政府の認識を示されたい。

三 「一九九〇年度比ゼロ」という経団連の産業・エネルギー転換部門三十五業種全体の目標はその水準が高くなり、各業界の目標も多くは余裕を持って達成可能であり、まだまだ削減できる余地が大いにあると考えるが、政府の認識を示されたい。また、削減する動機付けが乏しいので、削減余地のある企業に対して削減を動機付けるような経済的手法が必要だと考えるが、政府の認識を示されたい。

四 「平成十九年度電力供給計画」の概要によると、二〇〇六年度の石炭火力による発電量は一九九〇年度と比較すると三倍以上となつていく。エネルギー価格や安全保障のことを考え、石炭も必要であることは認める。しかし、一九九二年には気候変動枠組条約、一九九七年には京都議定書が採択され、温室効果ガスの排出量を削減しなければいけない状況下であれば、単位当たり二酸化炭素排出量の大きい石炭火力の発電量増加に対し、抑制する方向での何らかの政策・措置が必要だと考えられるが、政策的に特に何も講じていなかった理由を含め、政府の認識を示されたい。

五 発電部門の二酸化炭素削減には、石炭火力発電を抑制・削減し天然ガス(LNG)発電などへシフトさせることが必要不可欠であると考え、政府の認識を示されたい。また、そのためには、石炭課税の強化、炭素税(二酸化炭素排出量当たりの税)の導入、発電量当たりの二酸化炭素排出量に上限を設ける規制などの政策が必要であると考え、これらの政策についての政府の認識を示されたい。

六 原子力発電の設備利用率の八十七パーセントから八十八パーセントは、過去にも一度も達成したことがない高い数字である。また、ごく常識的に考えても、当初見込んでいた耐用年数を

超えて使用する以上、これまでよりも頻繁に何らかの停止が起こる可能性が高まると思われるが、二〇〇八年から二〇一二年にこの設備利用率を達成できるという根拠を示されたい。

七 二〇〇二年度以降、原子力発電の設備利用率は六十パーセントから七十パーセント程度で推移しており、今後急に上がる可能性があると考えるに、確実に目標達成するためには、この程度の現実的な設備利用率の想定に改め、不足する分は別の対策を講ずるのが常識的だと考えるが、政府の認識を示されたい。

八 仮に二〇〇八年から二〇一二年も二〇〇五年度と同じ二酸化炭素排出原単位であった場合、目標達成には毎年七千六百万トンも不足すると見られる。

1 電気事業連合会は、不足分について海外からクレジットを買ってと述べているが、このような膨大なクレジット調達が可能であるのか。政府の認識を示されたい。

2 電気事業連合会の目標は二酸化炭素排出原単位であるため、取得したクレジットの量だけ原単位の「分子」となる二酸化炭素排出量からマイナスするものと考えられるが、そのような見方ではどうか。そのようであれば、現実に国内で流れている電気の実際の二酸化炭素排出原単位と、海外から取得したクレジットを充当して見かけ上で目標を達成した二酸化炭素排出原単位の二つが存在し、様々な混乱が生じると考えるが政府の認識を示されたい。

九 達成計画の運輸部門対策にある「アイドリングストップ車導入支援」、「テレワーク等情報通信を活用した交通代替の推進」については、ほとんど進捗がないようであると考え、その理由を含め政府の認識を示されたい。

十 国土交通省所管の運輸関係業界と建設関係業界の自主行動計画に対するフォローアップは不

十分である。運輸業界については、二〇〇二年度又は二〇〇三年度の数字を記載した二〇〇五年一月十九日発表の「地球温暖化防止ポランタリープラン」の第四回フォローアップ結果が最後であり、本年の審議会において国土交通省より最新結果を報告するとの発言があったが現時点まで公表されていない。建設業界については、二〇〇四年五月二十日の社会資本整備審議会では二〇〇二年度の数字が報告されたのが最後であったが、先日(本年六月十一日)の同審議会では二〇〇五年度の数字が報告されたといえ、この間三年間ブランクがある。公開の審議会では毎年漏れなく行っている経済産業省所管のフォローアップに比して著しく差があり、問題と考える。この点についての政府の認識を示されたい。

十一 環境省のDVD「主婦の節約術 エコドライブ」や省エネルギーセンター、運輸会社などのエコドライブに関する情報によると、エコドライブを実行すると概して一割から四割程度の燃費向上となるという。仮に全自動車が一割の燃費を向上させれば、二千三百万トン、九〇年度比一・八パーセント分の削減が可能であり、コストをかけなくとも、すぐに大きな効果を上げられる。エコドライブ推進による削減余地についての政府の認識を示されたい。また、チーム・マイナス六パーセントで呼びかけるだけでなく、経済的な動機付けなどの施策が必要だと思、政府の認識を示されたい。

十二 民生部門の対策として「建築物の省エネ性能の向上」、「BEMS(ビルエネルギーマネジメントシステム)・HEMS(ホームエネルギーマネジメントシステム)の普及」、「住宅の省エネ性能の向上」があり、達成計画では四千五百二十万トンの削減が目安となっている。確かに建築物の省エネ化による削減余地は大きく、積極的に促進していくべきであるが、現状で省エ

ネ性能の高い建築物や住宅の普及が加速されていない原因について、政府の認識を示されたい。

十三 建築物や住宅への省エネ基準を義務化することは、削減効果が大い。全国温暖化防止活動推進センターの「省エネルギー住宅ファクトシート」によると、旧住宅金融公庫基準と次世代省エネ基準では、冷暖房にかかる光熱費は三分の一程度になるとのことである。耐震基準が義務化できているので、同様に省エネ基準も義務化できると思われるが、省エネ基準を義務化できない理由について、政府の認識を示されたい。

十四 世界一だった太陽光発電の導入量がドイツに抜かれ、風力発電は相変わらず低迷しているなど、二酸化炭素削減の柱になるはずの再生可能エネルギーの拡大が進んでいない。これは、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(いわゆるRPS法)の目標値が低いことなど、政府の政策が不十分なためと考えるが、政府の認識を示されたい。また、産業育成という観点からも、国際競争力の低下につながりかねない状況と考えるが、これに対する政府の認識を示されたい。

十五 二〇〇五年度で基準年比八・一パーセント増と、日本の温室効果ガス削減は進んでいないが、その主因は、各種の対策を推進する政策・施策が弱くて不十分であるからと考えるが、政府の認識を示されたい。また、現在行われている達成計画の評価・見直し作業では政策強化の方向が不十分であり、今こそ炭素税などの実効的な政策の導入・強化が必要であり急がれると考えるが、政府の認識を示されたい。さらに、達成計画に示されている国内削減・吸収源・京都メカニズムの割り振り、実際に削減量の不足が生じた場合の政府の対応を示されたい。

右質問する。

平成十九年六月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 扇 千景殿

参議院議員福島みずほ君提出京都議定書の目標達成に向けた政府の認識等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島みずほ君提出京都議定書の目標達成に向けた政府の認識等に関する質問に対する答弁書

一について

社団法人日本経済団体連合会(以下「経団連」という。)の環境自主行動計画など事業者による地球温暖化対策のための自主行動計画(以下「自主行動計画」という。)については、産業界自らが自主的な目標の確実な達成に向けて取り組むとともに、政府はその透明性・信頼性・目標達成の蓋然性が向上されるよう、関係審議会等において定期的にフォローアップを行っているところである。このように、政府及び産業界の関係者がそれぞれの役割において自主行動計画の目標が確実に達成されるよう努めているところである。

また、目標を引き上げる業種や関係審議会等におけるフォローアップに参加する業種が増加し、各業種が自主的に創意工夫しながら対策を強化しているなど、産業界は自主行動計画に基づく取組を強化してきており、その取組の効果も着実に上がってきている中で、自主行動計画を政府との協定とするなどの義務的措置とすることは、現時点では考えていない。

二について

京都議定書目標達成計画(平成十七年四月二十八日閣議決定。以下「目標達成計画」という。)上の自主行動計画による削減効果は、御指摘の三十五業種全体の目標ではなく、当該三十五業種のうち製造業二十八業種の個別の目標が達成

された場合を前提に算定したものであるため、政府としては、経団連の当該三十五業種全体の目標と個別の業種の目標との関係及び御指摘の三十五業種全体の目標達成の可能性についてお答えする立場にない。なお、経団連においては、自主行動計画の目標について、京都議定書の第一約束期間に当たる五年間の平均として達成すべく取り組んでいるところであり、また、二千五年度における二酸化炭素の排出量は千九百九十九年度比で〇・六パーセント減少となり、二千年度は千九百九十九年度比で二・二パーセント下回るようになることと発表しているものと承知している。

三について

自主行動計画の目標及び内容については、産業界の自主性にゆだねられるべきものであることから、経団連及び個別の業種が自主的にそれぞれの現状等に即して策定したものであり、また、各業種の自主行動計画の目標達成状況については、二千五年度実績において、御指摘の三十五業種のうち十九業種が自主行動計画の目標を達成している一方、十六業種は目標をいまだ達成していないものと承知している。これらを踏まえれば、一概に「経団連の産業・エネルギー転換部門三十五業種全体の目標はその水準が高くなく、各業種の目標も多くは余裕をもって達成可能であり、まだまだ削減できる余地が大いにある」との評価を行うことは困難であると考えている。なお、目標を達成している業種については、より高い目標の設定に取り組むことが強く期待されることとあり、政府として、関係審議会等におけるフォローアップを通じて目標の引上げを促す一方、目標をいまだ達成していない業種については、今後の対策内容とその効果を可能な限り定量的・具体的に示すことを求めていくことにより、目標達成の蓋然性の向上を図ってまいりたい。

御指摘の経済的手法が具体的にどのようなものを目指すのか必ずしも明らかではないが、経済的なインセンティブを用いたいわゆる経済的手法は、市場メカニズムを前提とし、経済的インセンティブの付与を介して各主体の経済合理性に沿った排出抑制等の行動を誘導するものである。地球温暖化対策の経済的支援策としての有効性も期待されているところである。その活用にあたっては、あらゆる政策手法を総動員してそれらの特徴をいかしながらこれらを有機的に組み合わせていくというポリシームックスの考え方に沿って効果の最大化を図りつつ、国民負担や行政コストを極力小さくすることが重要であると考えている。とりわけ、財政的支援に当たっては、費用対効果に配慮し、予算の効率的な活用等に努めてまいりたい。

四及び五について

石炭は他の化石燃料に比べ供給安定性が高く、経済性にも優れており、エネルギー安定供給の観点から、今後とも不可欠なエネルギーと位置付けられ、特に電力供給においては重要な役割を果たしている。

他方、石炭は他の化石燃料に比べ、燃焼過程における単位熱量当たりの二酸化炭素の排出量が大いため、環境への適合を図る観点から、政府としては、石炭ガス化複合発電等の高効率発電システムの確立や老朽石炭火力発電の天然ガス化転換費用の補助等の支援を行っている。

また、これらに加え、供給安定性に優れ、発電過程で二酸化炭素を排出することがなく地球温暖化対策に資するという特性を有する原子力発電の推進を図っているところであり、現在建設中の北海道電力株式会社泊発電所三号機及び中国電力株式会社島根原子力発電所三号機及び二基が着実に稼働するよう、電気事業者の取組のフォローアップを行ってまいりたい。

炭素排出量当たりの税の導入」といった税制上の措置については、その効果、経済への影響など幅広い観点から検討する必要があると考える。特に、「炭素税」については、国民に広く負担を求めることになるため、地球温暖化対策全体の中での具体的な位置付け、その効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、諸外国における取組の現状などを踏まえて、国民や事業者などの理解と協力を得るよう努めながら、真摯に総合的な検討を進めていくべき課題であると考えている。

御指摘の「発電量当たりの二酸化炭素排出原単位に上限を設ける規制」の導入については、他の手法との比較やその効果、産業活動や国民経済に与える影響等の幅広い論点について、総合的に検討していくべき課題である。

六及び七について

原子力設備利用率向上のための取組としては、既に多くの原子炉で導入が進んでいる定格熱出力一定運転に加えて、安全の確保を大前提として、原子炉の運転中に待機状態で停止しているポンプ等の予備機等の点検・補修を行うことなどの電気事業者による様々な取組を想定しているところであり、政府としては、今後とも、こうした原子力設備利用率の向上に向けた電気事業者による取組のフォローアップ等を行ってまいりたい。

八の1について

電気事業連合会が自主行動計画の目標達成のために京都メカニズムを活用して取得することが必要となるクレジットの具体的な量については、将来の実績に基づき算定されるものであるため、現時点では明らかではなく、当該クレジットの調達の可否については、現時点ではお答えすることはできない。

八の2について

電気事業連合会の自主行動計画においては、

二酸化炭素排出原単位は、実際の二酸化炭素排出量から京都メカニズムを活用して取得した目標達成のために必要なクレジットの量を差し引いたものを、販売電力量で除したものとすると承知している。

電気事業連合会は、その自主行動計画において、京都メカニズムを活用したクレジットの取得も含めた二酸化炭素排出原単位を目標指標としており、その算出方法も明確である。また、目標達成計画においては、電気事業連合会の自主行動計画の目標について、京都メカニズムの活用によるクレジットの取得を含めて二酸化炭素排出原単位を改善していくこととされている。したがって、御指摘の「様々な混乱」が生じることは考えていない。

九について  
駐停車時にエンジン作動が停止する機能を有する自動車(以下「アイドリングストップ自動車」という。)については、バッテリー等への負担などの技術的な課題により商品化が遅れていたものの、経済産業省の調査によれば、最近の出荷台数は二千五百年度の二千一百一十台から二千六百年度の九千八百台へと約四倍程度に増加しているところであり、今後とも、積極的にアイドリングストップ自動車の普及促進を図ってまいりたい。

御指摘の「テレワーク等情報通信を活用した交通代替の推進」については、国土交通省の調査によれば、情報通信技術を活用した、場所と時間にとらわれない柔軟な働き方(以下「テレワーク」という。)を週八時間以上する人の就業者人口に占める割合は、二千二年の六・一パーセントから二千五年の十・四パーセントへと着実に増加しているところであり、今後とも「テレワーク人口倍増アクションプラン」(平成十九年五月二十九日テレワーク推進に関する関係省庁連絡会議決定、ＩＴ戦略本部了承)を着実に

実施するなどにより、より一層のテレワークの普及推進を図ってまいりたい。

十について  
運輸関係業界の自主行動計画については、千九百九十八年度に運輸関係業界により「地球温暖化防止ボランティアプラン」が策定されて以降、国土交通省は、おおむね毎年度、同プランの実施状況等のフォローアップを実施し、その結果を公表している。

建設関係業界の自主行動計画については、毎年度、建設関係業界自らがフォローアップを実施し、その結果を公表している。

今後については、二千八年度より京都議定書の第一約束期間が始まることを踏まえ、自主行動計画のよりの確な評価を行うため、交通政策審議会及び社会資本整備審議会において、毎年、公開でフォローアップを行う予定である。

十一について  
警察庁、経済産業省、国土交通省及び環境省で構成されるエコドライブ普及連絡会が作成した「エコドライブ十のすすめ」で記載されている「やさしい発進」、「加減速の少ない運転」及び「早めのアクセルオフ」の各取組を励行することにより、十五パーセント程度燃費が改善されると認識している。

御指摘の「経済的な動機付けなどの施策」については、その意味するところが明らかでなく、お答えすることは困難である。

十二について  
目標達成計画においては、二千平方メートル以上の新築建築物(住宅を除く。以下同じ。)に係る省エネルギー基準(エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号。以下「省エネルギー法」という。))第七十三条第一項に規定する判断の基準をいう。以下同じ。))の二千六年度における達成率を八割、新築住宅に係る省エネルギー基準の二千八年度にお

ける達成率を五割とする対策評価指標を設定しているところであるが、国土交通省の推計によると、二千平方メートル以上の新築建築物に係る省エネルギー基準の二千四年度における達成率は七十四パーセントであり、また、新築住宅に係る省エネルギー基準の二千五年度における達成率は三十パーセントとなっており、省エネルギー性能の高い建築物及び住宅の普及は進んでいるものと考えている。今後とも、建築物及び住宅の省エネルギー性能の一層の向上を図ってまいりたい。

十三について  
御指摘の「省エネ基準を義務化」の意味するところが必ずしも明らかではないが、既に、省エネルギー法第七十五条においては、省エネルギー法第七十三条第一項に規定する特定建築物の新築等を行うおとする者は、建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する措置について、所管行政庁(省エネルギー法第七十四条第一項に規定する所管行政庁をいう。以下同じ。))に届け出なければならないこととされているとともに、所管行政庁は、届出に係る事項が省エネルギー基準に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該届出をした者に対し、当該届出に係る事項を変更すべき旨を指示することができるほか、正当な理由がなくてその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができるとされている。

十四について  
政府としては、再生可能エネルギーの導入促進に向け、財政支援措置や電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(平成十四年法律第六十二号)による措置を講じているところであるが、同法第三条第一項の規定に基づき定められた新エネルギー等電気の利用の目標量は、二千十年度までに百二十億キロワット時、二千十四年度までに百六十億キロワット時とされており、二千五年度の発電実績である約五十六億キロワット時と比較して、二千十年度の目標量は二倍強、二千十四年度の目標量は三倍強となっている。

また、我が国の太陽光発電の導入量は二千五年度に前年度比約三十万キロワット増の約百四十二万キロワット、風力発電の導入量は二千五年度に前年度比約十五万キロワット増の約百八万キロワットと、着実に増加しており、二千六年度における世界の太陽電池の生産量に占める日本企業の生産量の割合は約四割となっている。

こうしたことから、再生可能エネルギーの導入に係る政府の政策が不十分であるとは考えておらず、また、国際競争力の低下につながりかねない状況にあるとは考えていない。

十五について  
本年五月二十九日に行われた地球温暖化対策推進本部による目標達成計画の進捗状況の点検によれば、目標達成計画に示された対策・施策の中には、目標達成計画策定時から更に進展し、又は具体化されているものも見られ、我が国の地球温暖化対策は前進しているといえるものの、現状では、総合的に見れば、対策が十分に進捗しているとはいえず、対策の進捗は極めて厳しい状況にあること等を踏まえれば、抜本的な対応を早急に検討する必要があると考えている。

したがって、例えば二酸化炭素排出量が大幅に増加している家庭部門や公的サービスを含む業務部門などの各部門等について、過去の進捗が目標達成計画策定時の見込みと比べ十分とはいえない対策の加速化を図り、また、更なる削減の可能性が見込める対策については、その一層の強化を図るために、削減効果の確実な措置について早急に検討を進め、実施する必要があると考えている。

本年度に行う目標達成計画の定量的な評価・

見直しにおいては、このような認識を踏まえ、必要な対策・施策の追加・強化を適切に行い、本年度中に目標達成計画を改定し、京都議定書上の削減約束の達成に確実を期してまいりたい。

なお、本年五月二十九日に公表された我が国の二千五年度の温室効果ガス排出量は、基準年比七・八パーセント増となっている。

〔参照〕

六月二十一日議長において、左のとおり議席を変更した。

二三

一一三 福本 潤一君

六月二十一日及び六月二十二日は、会議を開くに至らなかったが、参照のため左にその会議の日時を掲載する。

六月二十一日 午前十時 本会議

六月二十二日 午前十時 本会議

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

|                      |                          |
|----------------------|--------------------------|
| 発行所                  |                          |
| 二番四号行政法人国立印刷局        | 〒一〇五―八四四五<br>東京都港区虎ノ門二丁目 |
| 電 話                  |                          |
| 03<br>(3587)<br>4294 |                          |
| 定 価                  |                          |
| (本体                  | 本号一部                     |
| 一〇〇円                 | 一五円                      |